第５期嘉島町障がい者プラン
第７期障がい福祉計画・
第３期障がい児福祉計画

令和６年３月

熊本県 嘉島町

ご あ い さ つ

国においては、「障害者基本法」の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という）の公布等により障害者権利条約の批准を実現するとともに「障害者自立支援法」の改正による、障害者自立支援法に代わり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という」の施行によって、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲が拡大される等、障がい者施策の充実に向けた取組が進められています。

このように、障がい者福祉制度がめまぐるしく変革する中、少子高齢化や核家族化の進行、家庭や地域社会のあり方の多様化などにより、障がい者本人とその家族を取り巻く環境やニーズも大きく変化しています。

また、平成 28 年熊本地震等の大災害の経験から、障がいのある方もない方も安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、住民がお互いに認め合い、支え合う地域福祉の推進を図るとともに、保健・医療・福祉の連携によるきめ細やかなサービスの提供や、交通安全、防犯、防災面など、暮らしの安全を確保することが求められています。

こうした国の動向や障がい者を取り巻く環境の変化を踏まえ、「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」に基づいた、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める「第５期障がい者プラン（令和６～１１年度）」と、障害者計画の中の「生活支援」に関わる諸事業等の具体的なサービス見込み量等を設定する「第７期障がい福祉計画（令和６～８年度）及び第３期障がい児福祉計画（令和６～８年度）」を策定いたしました。

本町は、この計画の基本理念である『ささえあい、わかりあい、みとめあい、あい（愛）の湧き出る　嘉島町』に基づき、障がいのある人が安心して暮らせる福祉サービスの充実はもとより、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、すべての人が互いに個性と人権を尊重しあいながら暮らすことのできる「共生社会」の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり御協力いただきました、嘉島町障がい者プラン・嘉島町障がい福祉計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じて貴重な御意見をいただきました町民の皆様、関係機関の皆様方に心から御礼申し上げます。

令和６年３月

嘉島町長　**鍋田　平**

～ 目　次 ～

第１部 総論 1

第１章 計画策定の概要 1

1 計画策定の背景 1
2 計画の根拠 1
3 計画の位置付け 2
4 近年の国や熊本県の動向 3
5 計画策定の体制 6
6 計画の期間 7
7 「障がい」の表記について 7

第２章 障がい者を取り巻く状況 8

1 総人口の推移 8
2 手帳所持者の状況 9
3 自立支援医療受給者数の推移 13
4 障害児通所支援受給者証所持者数の推移 13
5 特別支援学級の状況 13
6 アンケート調査結果からみる本町の状況 14

第２部 障がい者プラン 38

第１章 基本理念・施策体系 38

1 基本理念 38
2 施策体系 39

第２章 施策の展開 40

1 啓発・広報活動の推進 40
2 権利擁護の推進及び虐待の防止、差別の解消 44
3 教育・療育の充実 45
4 雇用・就業支援の推進 46
5 保健・医療の充実 47
6 生活支援・相談支援の充実 48
7 生活環境の整備 50
8 情報・コミュニケーションの支援の充実 51

第３部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画..... 52

第１章 基本的事項.....52

1 基本的理念.....52
2 障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方.....54
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....54
4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....54

第２章 前期計画の障害福祉サービス等の実績.....55

1 訪問系サービス.....55
2 日中活動系サービス.....55
3 居住系サービス.....57
4 相談支援.....57
5 障害児通所支援・障害児相談支援.....58

第３章 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標（成果目標）.....59

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....59
2 地域生活支援の充実.....60
3 福祉施設から一般就労への移行等.....61
4 障害児支援の提供体制の整備等.....62
5 相談支援体制の充実・強化等.....63
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....63

第４章 活動指標.....64

1 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援拠点等.....64
2 障がい児支援.....76
3 発達障がい者等に対する支援.....79
4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....80
5 相談支援体制の充実・強化のための取組.....82
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....84

第５章 地域生活支援事業.....85

第６章 円滑な実施を確保するために必要な事項等.....96

1 障がい者等に対する虐待の防止.....96
2 障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進.....96
3 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進.....97
4 障がいを理由とする差別の解消の推進.....97

５ 利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実.....97

第４部 嘉島町成年後見制度利用促進基本計画..... 98

１ 現状.....98
２ 課題.....99
３ 具体的な施策.....100

第５部 計画の推進 102

１ サービス利用支援体制の整備.....102
２ 計画の評価と見直し.....103

資料編..... 104

１ 嘉島町障がい者プラン・嘉島町障がい者福祉計画・障がい児福祉計画策定委員
.....104
２ 用語解説.....105

第１部　総論

第１章　計画策定の概要

１　計画策定の背景

国においては、平成 26 年に批准した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」との整合性確保に留意しつつ、令和５年３月に、令和５年度から令和９年度までの５年間を計画期間とする障がい者のための施策に関する基本的な計画である「障害者基本計画（第５次）」を策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んでいます。

平成 28 年に改正された「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」のほか、令和３年に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援法」に基づき、障がい者が自ら望む地域生活への支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応に向けた取組等が行われてきました。

また、令和３年には、「障害者差別解消法」が改正され、事業者に対する合理的配慮の提供の義務付けや、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化等が規定されました。

さらに、令和４年には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、令和６年度以降、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センターの役割・機能の強化などが行われる予定となっています。

本町においては、このような変化に対応するとともに、これまでの施策の状況を踏まえ、本町の障がい者の実態やニーズに即した障がい者施策を、更に総合的・計画的に推進していくため、「第５期嘉島町障がい者プラン、第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画」を策定します。

２　計画の根拠

この計画は、障害者基本法第 11 条第３項に定める「市町村障害者計画」であり、本町の障がい者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示します。

同時に、障害者総合支援法第 88 条第１項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本町の障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を明らかにします。

３　計画の位置付け

この計画は、「嘉島町総合計画」を上位計画とする個別計画であり、保健福祉分野関連計画や「熊本県障がい者計画」、「熊本県障がい福祉計画」等の関連計画と整合・連携を図りながら推進していくものです。

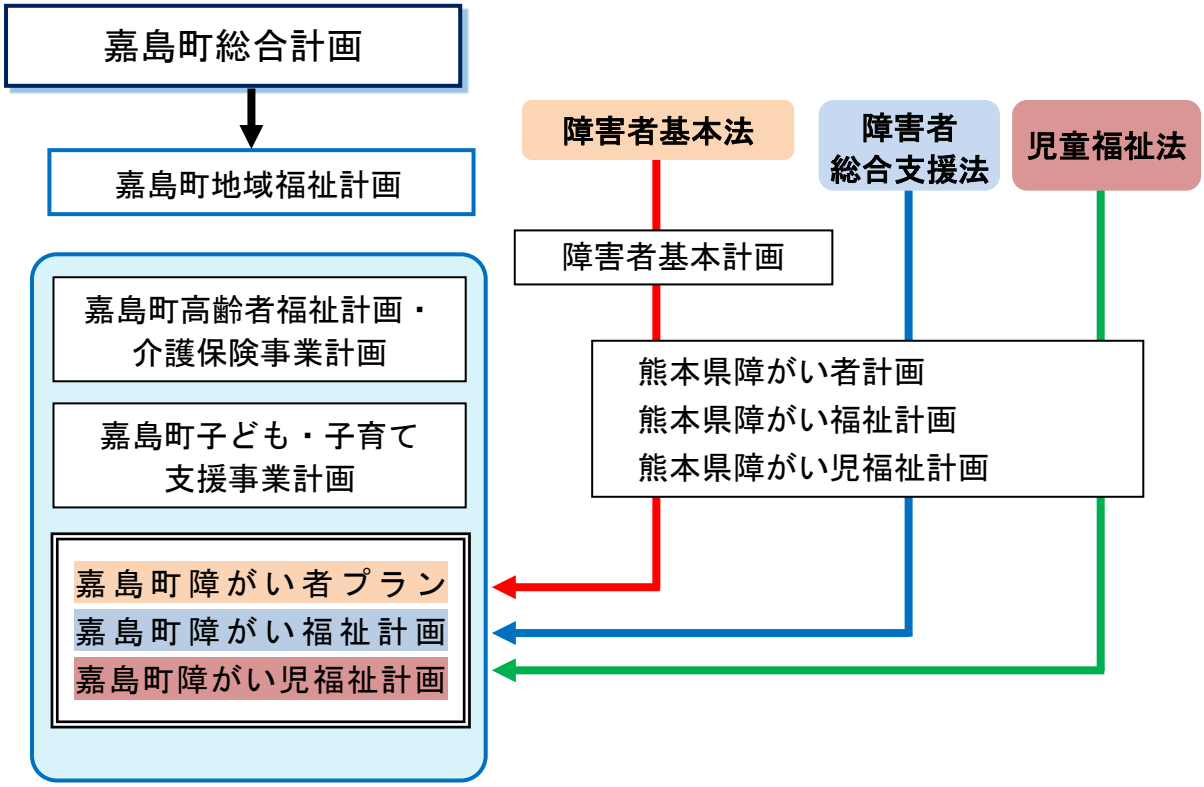

４　近年の国や熊本県の動向

（１）国の動向

平成 30 年４月以降の国の主な動向は以下のとおりです。

平成 30 年 6 月	障害者文化芸術推進法の制定
令和元年 6 月	読書バリアフリー法の制定
令和 2 年 4 月	障害者雇用促進法の改正
6 月	バリアフリー法の改正
12 月	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の制定
令和 3 年 6 月	障害者差別解消法の改正
9 月	医療的ケア児及びその家族に対する支援法の制定
令和 4 年 5 月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定
6 月	児童福祉法の改正
6 月	障害者総合支援法の改正
令和 5 年 3 月	障害者基本計画（第５次）の策定

（２）障害者基本計画（第５次）の概要

国の障害者基本計画（第５次）の概要は以下とおりです。

【基本理念】

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

【基本原則】

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

【各分野に共通する横断的視点】

「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「共生社会の実現に資する取組の推進」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進」、「ＰＤＣＡサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」

【各論の主な内容（１１の分野）】

１．差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
２．安全・安心な生活環境の整備
３．情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
４．防災、防犯等の推進
５．行政等における配慮の充実
６．保健・医療の推進
７．自立した生活の支援・意思決定支援の推進
８．教育の振興
９．雇用・就業、経済的自立の支援
10．文化芸術活動・スポーツ等の振興
11．国際社会での協力・連携の推進

（３）第７期障がい福祉計画等に係る基本指針の概要及び見直しの主な事項

国から示された第７期障がい福祉計画等に係る基本指針の概要及び見直しの主な事項は以下のとおりです。

【基本指針について】

○ 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。

○ 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則３か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。

○ 第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和５年５月 19 日に告示。計画期間は令和６年４月～令和９年３月

【基本指針の構成】

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）
- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項
- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等
- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

（４）第６期熊本県障がい者計画の概要

熊本県においては令和３年３月に第６期熊本県障がい者計画が策定されています。概要は以下のとおりです。

【目指す姿】

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現

【基本理念】

１、障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会
２、自らの選択・決定・参画の実現
３、安心していきいきと生活できる環境づくり

【重点化の視点】

１、県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組
２、地域で安心して生活できるための支援
３、家族等に対する支援
４、障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
５、災害対策や感染症対策の充実による安全・安心の確保

【分野別施策】

１、地域生活支援
２、保健・医療
３、教育、文化芸術活動・スポーツ
４、雇用・就業、経済的自立の支援
５、情報アクセシビリティ
６、安全・安心
７、生活環境
８、差別の解消及び権利擁護の推進

５　計画策定の体制

（１）計画策定委員会の開催

本計画を地域の実情に即した実効性のある内容とするために、嘉島町障がい者プラン及び嘉島町障がい福祉計画・嘉島町障がい児福祉計画策定委員会を開催して協議し、計画内容の検討を行いました。

（２）障害者手帳所持者アンケート調査

① 対象者

本町在住で 18 歳以上の障害者手帳所持者

② 実施時期、実施方法

令和５年７月から８月まで実施し、郵送による配布回収

③ 配布数、有効回答数、有効回答率

種別	配布数	有効回答数	有効回答率
身体	285 件	152 件	53.3%
療育	25 件	10 件	40.0%
精神	68 件	28 件	41.2%
合計	378 件	190 件	50.3%

（３）保護者アンケート調査

① 対象者

本町在住で 18 歳未満の障害者手帳所持者の保護者及び児童発達支援事業所等利用の障がいのある子どもの保護者

② 実施時期、実施方法

令和５年７月から８月まで実施し、郵送による配布回収

③ 配布数、有効回答数、有効回答率

配布数	有効回答数	有効回答率
100 件	39 件	39.0%

（４）障害福祉サービス事業所アンケート調査

① 対象事業所

本町在住の障がい者等が利用している事業所

② 実施時期、実施方法

令和５年９月に実施し、郵送による配布回収

③ 配布数、有効回答数、有効回答率

配布数	有効回答数	有効回答率
35 事業所	22 事業所	62.9%

（５）パブリックコメントの実施

計画案に対し、広く住民の意見を聴取・反映することを目的に、令和６年２月１日から２月 15 日までパブリックコメントを実施しました。

６　計画の期間

現行の「第４期嘉島町障がい者プラン」（平成 30 年度～令和５年度）は、今年度が計画期間の終了になり、これまでの計画を見直し、令和６年度から令和 11 年度までの６年間を計画期間とする「第５期嘉島町障がい者プラン」を策定します。

また、現行の「第６期障がい福祉計画」及び「第２期障がい児福祉計画」（令和３年度～令和５年度）は、今年度が計画期間の終了となり、こちらも計画を見直し、令和６年度から令和８年度までの３年間を計画期間とする「第７期嘉島町障がい福祉計画」及び「第３期嘉島町障がい児福祉計画」を策定します。

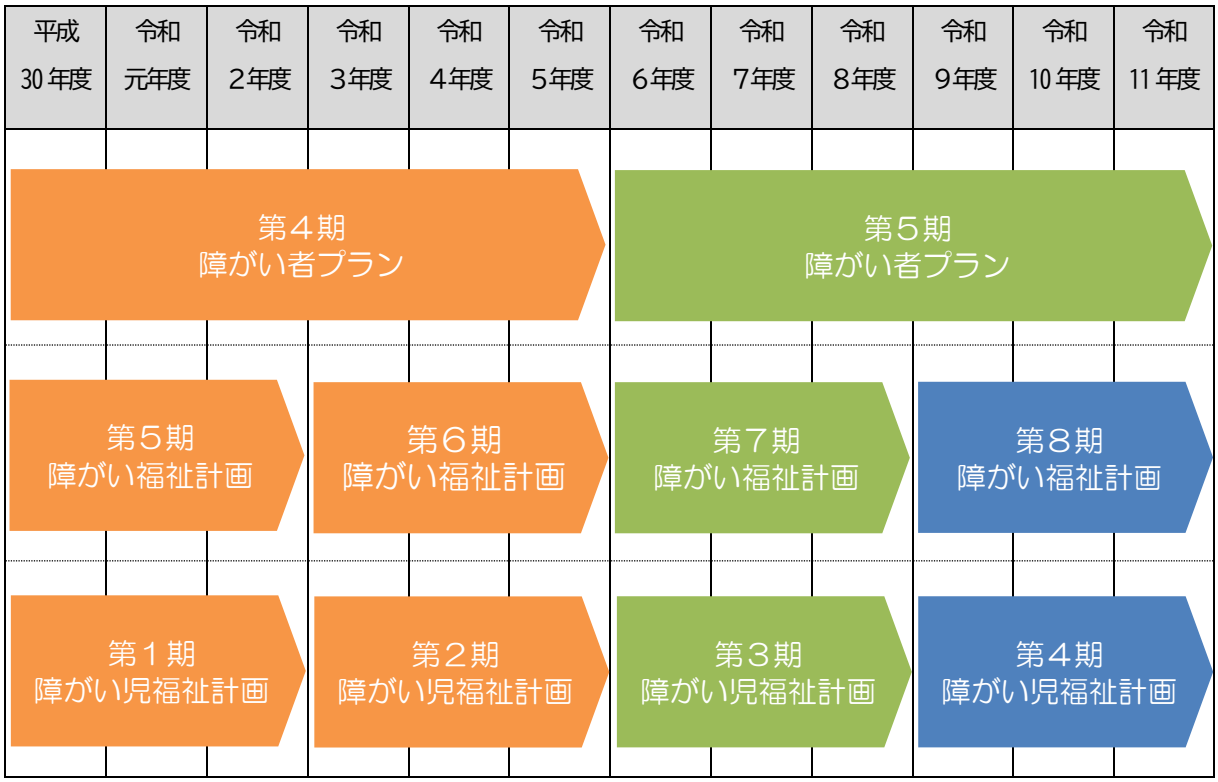

７　「障がい」の表記について

本計画においては、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記しています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第２章　障がい者を取り巻く状況

１　総人口の推移

本町の総人口は令和５年４月１日現在で 10,101 人となっており、65 歳以上の高齢者人口は 2,583 人、総人口に占める割合は 25.6%となっています。

平成 30 年と比較して、総人口は 887 人増加し、高齢化率は 1.2 ポイント減少しています。

	平成 30 年	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
0～14 歳	1,527 人	1,604 人	1,689 人	1,758 人	1,795 人	1,868 人
15～64 歳	5,278 人	5,342 人	5,416 人	5,495 人	5,481 人	5,650 人
65 歳以上	2,489 人	2,517 人	2,550 人	2,577 人	2,591 人	2,583 人
総人口	9,294 人	9,463 人	9,655 人	9,830 人	9,867 人	10,101 人
高齢化率	26.8%	26.6%	26.4%	26.2%	26.3%	25.6%

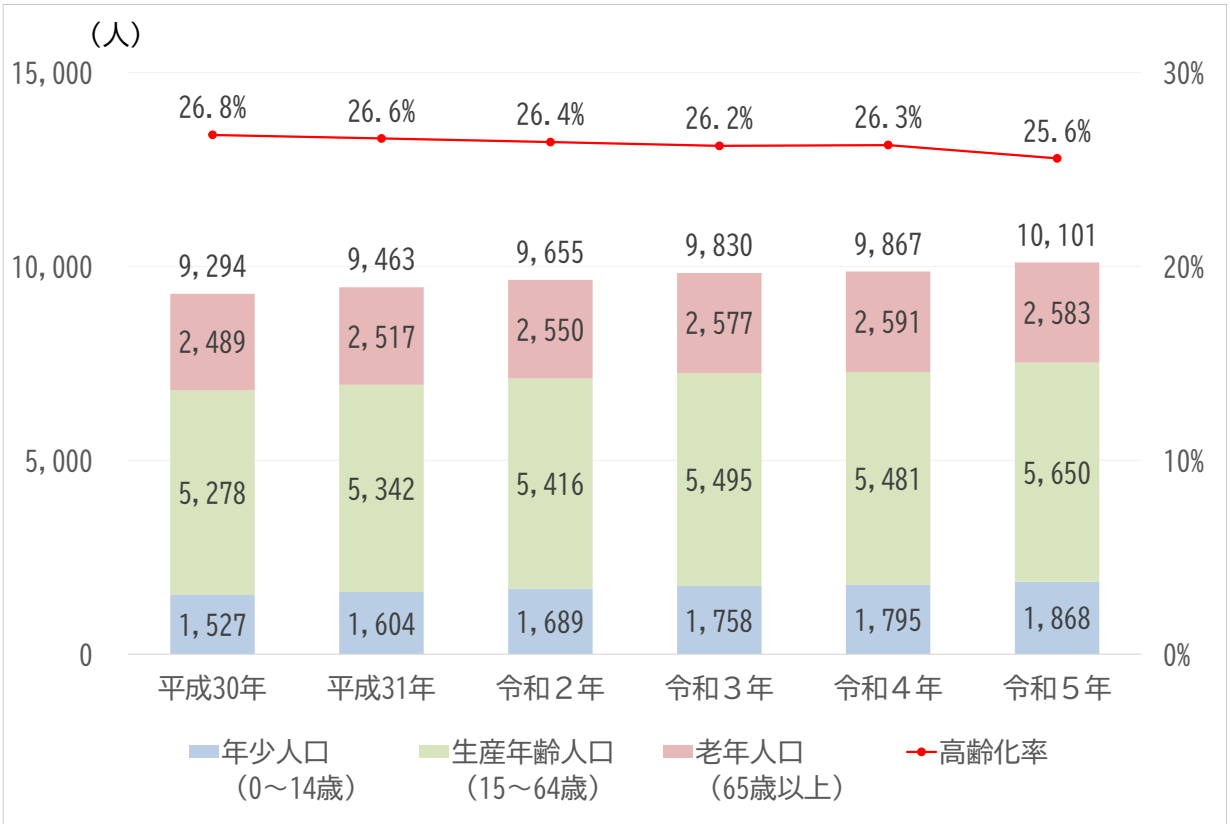

出典：住民基本台帳（各年４月１日現在）

２　手帳所持者の状況

（１）障害者手帳所持者及び総人口に占める手帳所持者割合の推移

令和５年の障害者手帳所持者は身体障害者手帳所持者 332 人、療育手帳所持者 72 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 93 人となっています。

令和５年の総人口に占める手帳所持者の割合は 4.9%（うち身体 3.3%、療育 0.7%、精神 0.9%）となっています。

【障害者手帳所持者人数の推移】

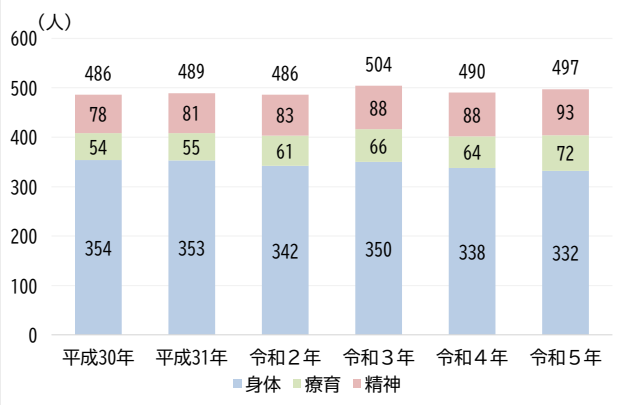

【総人口に占める手帳所持者割合の推移】

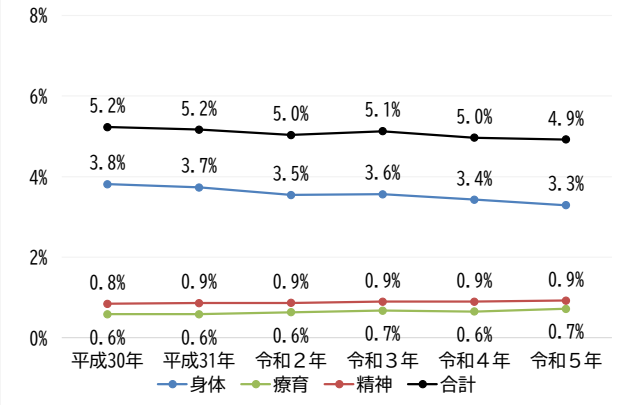

出典：福祉課資料（各年４月１日現在）

（２）身体障害者手帳所持者の状況

① 等級別の推移

令和５年の身体障害者手帳所持者は 332 人となっており、平成 30 年と比較して 22 人減少しています。

令和５年の等級別割合をみると、１級の割合が最も高く 34.0%となっています。また、重度者（１級と２級の合計）の割合が 43.3%となっています。

【等級別人数の推移】

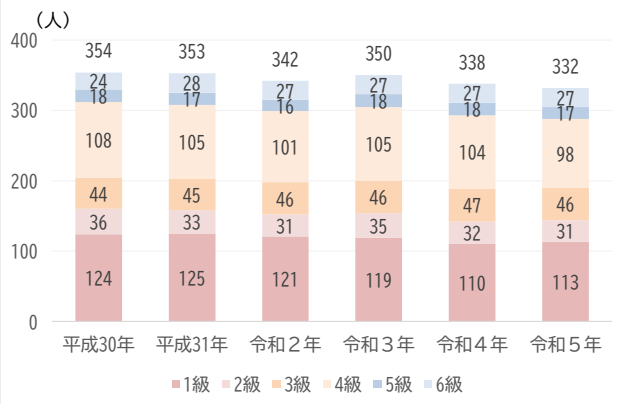

【等級別割合の推移】

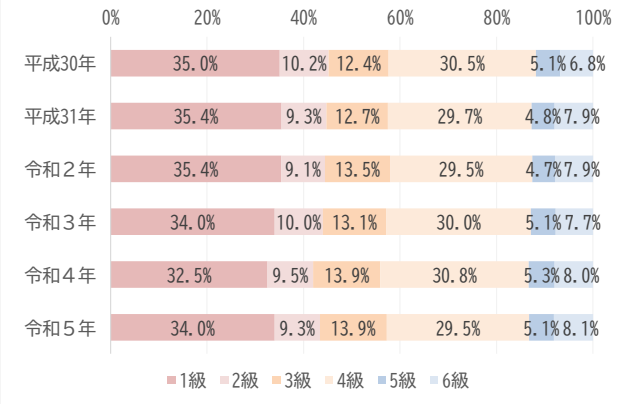

出典：福祉課資料（各年４月１日現在）

② 部位別の推移

令和５年の身体障害者手帳所持者の部位別割合をみると、「肢体不自由」が38.2%と最も高く、次いで「内部障害」が37.1%となっています。

【部位別人数の推移】

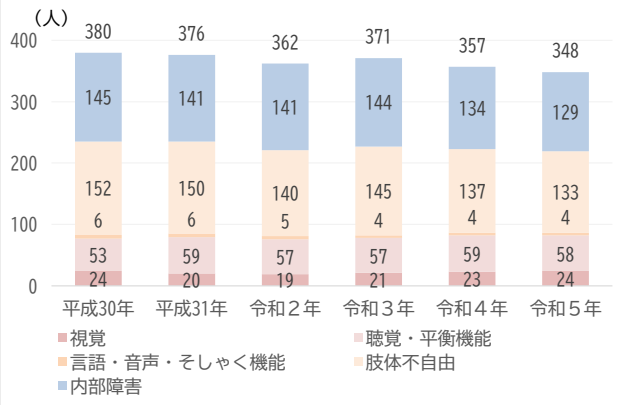

【部位別割合の推移】

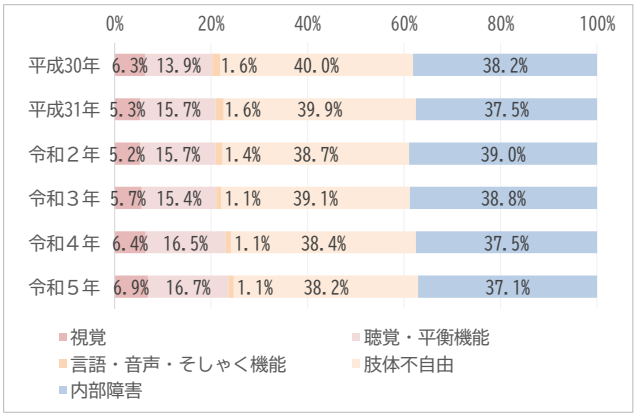

出典：福祉課資料（各年４月１日現在）
※重複者がいるため、各年の身体障害者手帳所持者総数と一致していません。

③ 年齢階層別の推移

令和５年の身体障害者手帳所持者の年齢階層別割合をみると、18 歳未満が4.2%、18 歳から 64 歳までが 17.2%、65 歳以上が 78.6%で近年同水準で推移しています。

【年齢階層別人数の推移】

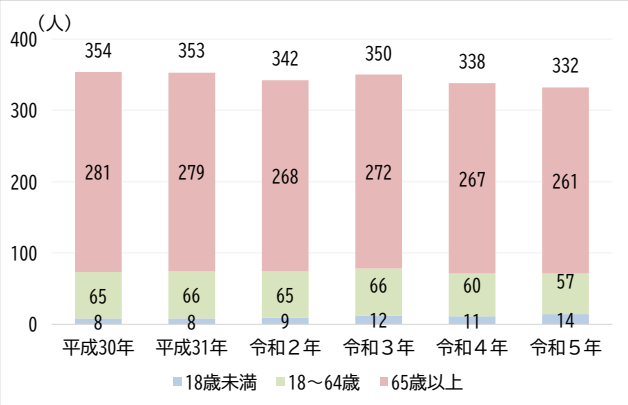

【年齢階層別割合の推移】

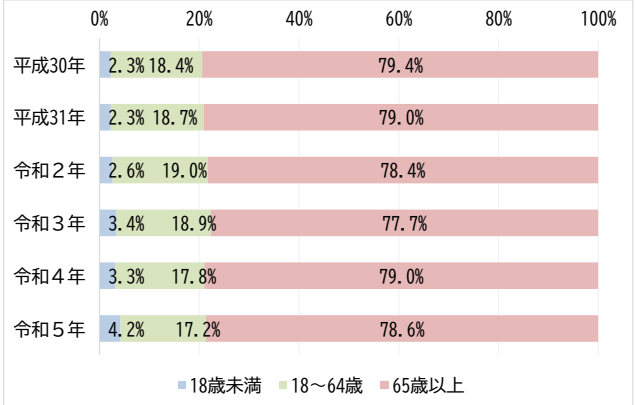

出典：福祉課資料（各年４月１日現在）

（３）療育手帳所持者の状況

① 等級別の推移

令和５年の療育手帳所持者は 72 人となっており、平成 30 年と比較して 18 人増加しています。

令和５年の等級別割合をみると、重度者（A１割合 23.6%と A2 割合 9.7%の合計）の割合が 33.3%となっています。

【等級別人数の推移】

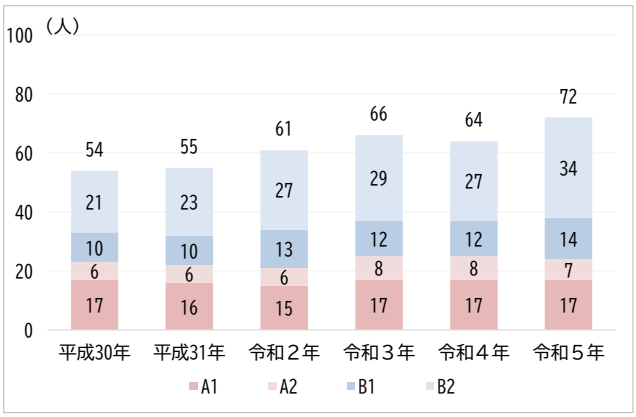

【等級別割合の推移】

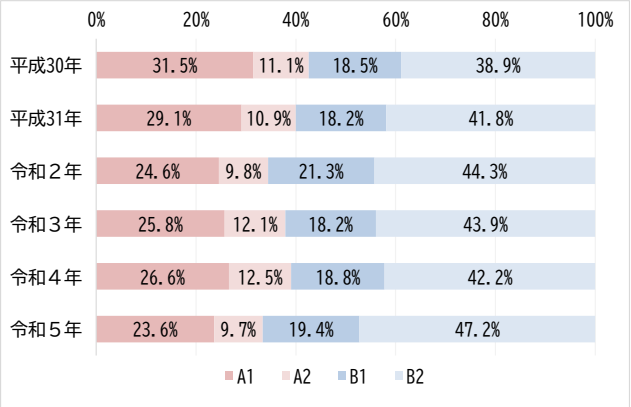

出典：福祉課資料（各年４月１日現在）

② 年齢階層別の推移

令和５年の療育手帳所持者の年齢階層別割合をみると、18 歳未満が 45.8%、18 歳以上が 54.2%となっています。

【年齢階層別人数の推移】

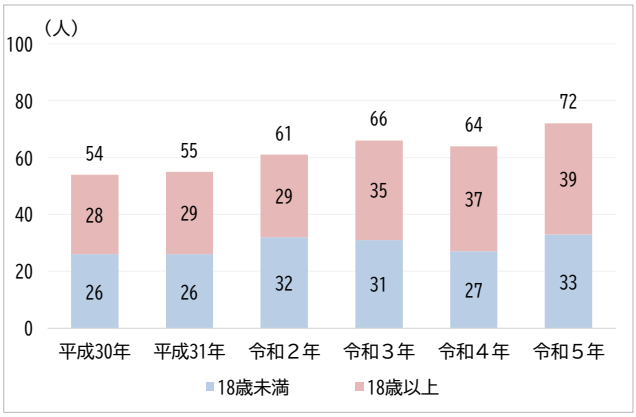

【年齢階層別割合の推移】

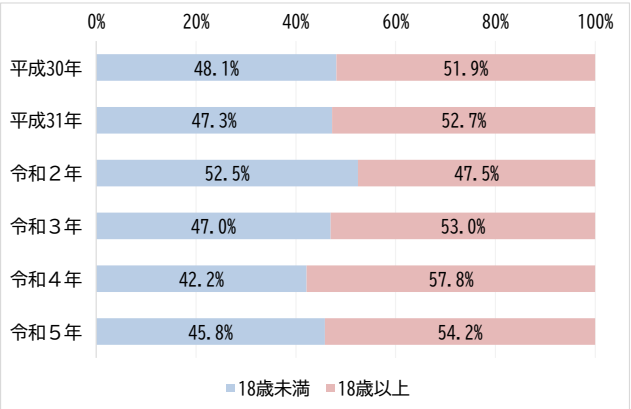

出典：福祉課資料（各年４月１日現在）

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 等級別の推移

令和５年の精神障害者保健福祉手帳所持者は 93 人となっており、平成 30 年と比較して 15 人増加しています。

令和５年の等級別割合をみると、２級が 64.5%で最も高くなっています。

【等級別人数の推移】

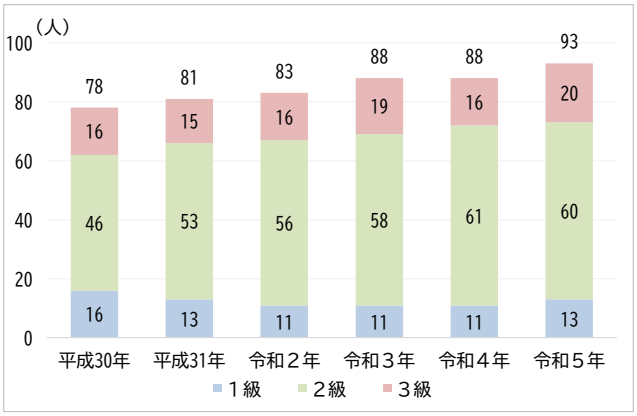

【等級別割合の推移】

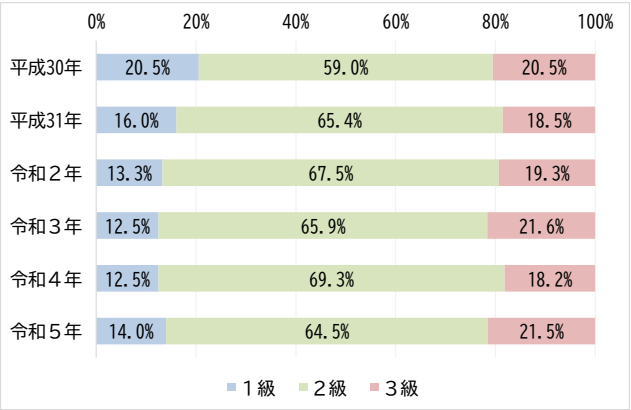

出典：福祉課資料（各年４月１日現在）

② 年齢階層別の推移

令和５年の精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢階層別割合をみると、18 歳未満の割合が 2.2%、18 歳以上の割合が 97.8%となっています。

【年齢階層別人数の推移】

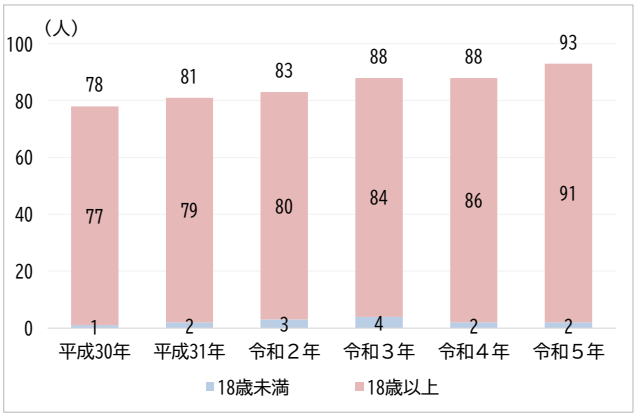

【年齢階層割合の推移】

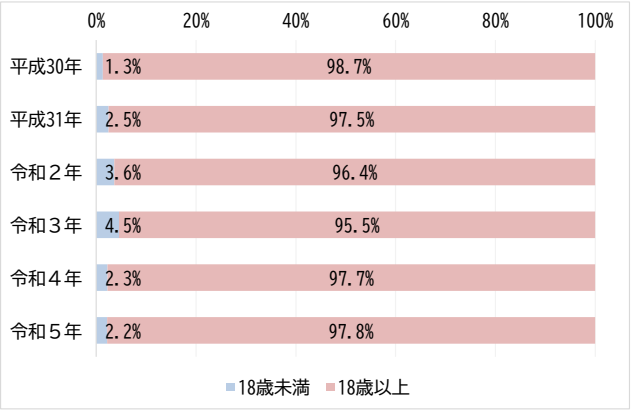

出典：福祉課資料（各年４月１日現在）

３　自立支援医療受給者数の推移

令和５年の自立支援医療受給者数をみると、精神通院医療 159 人、更生医療 34 人、育成医療２人となっています。

	平成 30 年	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
精神通院医療	131 人	151 人	181 人	156 人	167 人	159 人
更生医療	38 人	32 人	31 人	39 人	27 人	34 人
育成医療	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人	2 人
合計	170 人	184 人	214 人	197 人	196 人	195 人

出典：福祉課資料（各年４月１日現在）

４　障害児通所支援受給者証所持者数の推移

令和５年の障害児通所支援受給者証所持者は 108 人で、平成 30 年と比較して 67 人増加しています。

	平成 30 年	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
障害児通所支援 受給者証所持者数	41 人	54 人	69 人	78 人	96 人	108 人

出典：福祉課資料（各年４月１日現在）

５　特別支援学級の状況

令和５年の小学校特別支援学級数は 10 学級、児童数は 48 人となっています。また、中学校特別支援学級数は５学級、生徒数は 25 人となっています。

	平成 30 年	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
小学校特別支援学級数	8 学級	8 学級	8 学級	7 学級	10 学級	10 学級
小学校特別支援学級児童数	25 人	25 人	26 人	34 人	49 人	48 人
中学校特別支援学級数	2 学級	2 学級	2 学級	4 学級	5 学級	5 学級
中学校特別支援学級生徒数	5 人	5 人	6 人	14 人	23 人	25 人

出典：福祉課資料（各年４月１日現在）

６　アンケート調査結果からみる本町の状況

（１）手帳所持者調査結果（抜粋）

※単一回答における構成比（%）は、百分比の小数点第２位を四捨五入しているため、合計は 100%と一致しない場合があります。

※構成比（%）は、回答人数を分母として算出しています。

※表記中のｎ＝は、回答者数を表しています。

① 回答者

(n=190)

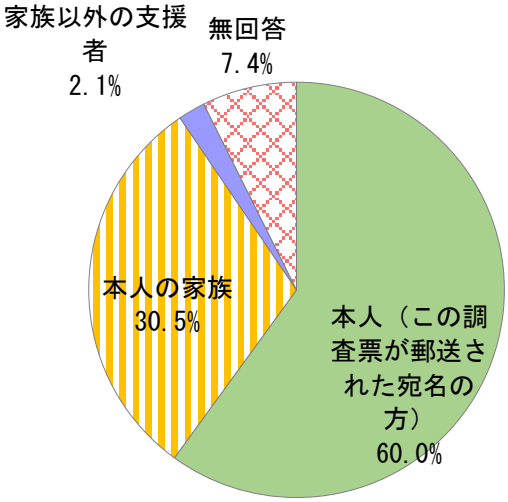

② 年齢

(n=190)

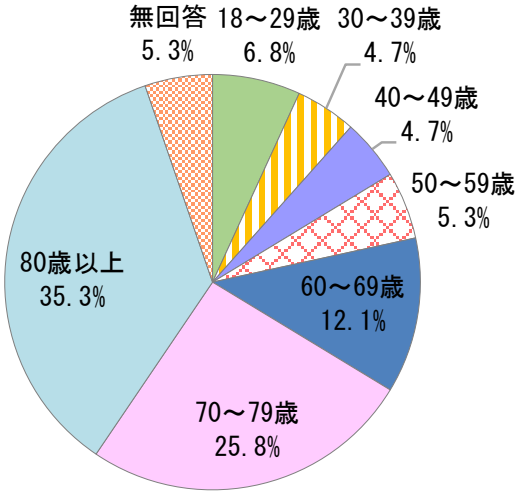

③ 同居者の有無

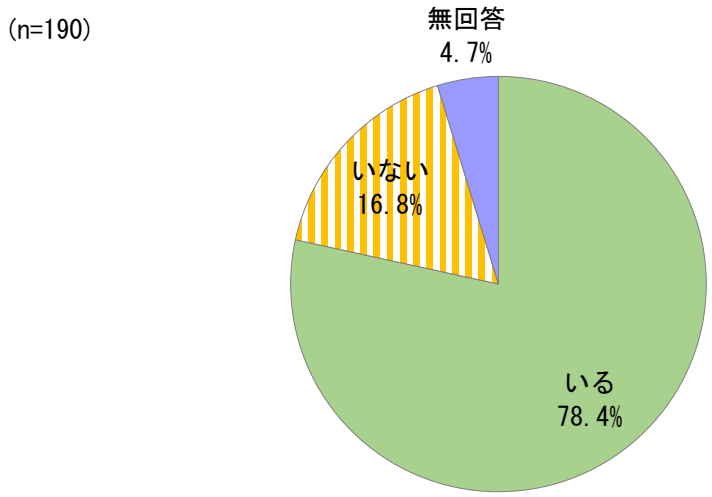

④ 日常的に支えている主な支援者（複数回答）

「配偶者」が 52.3%と最も高くなっています。

障がい種別でみると、身体は「配偶者」、療育及び精神は「親」が最も高くなっています。

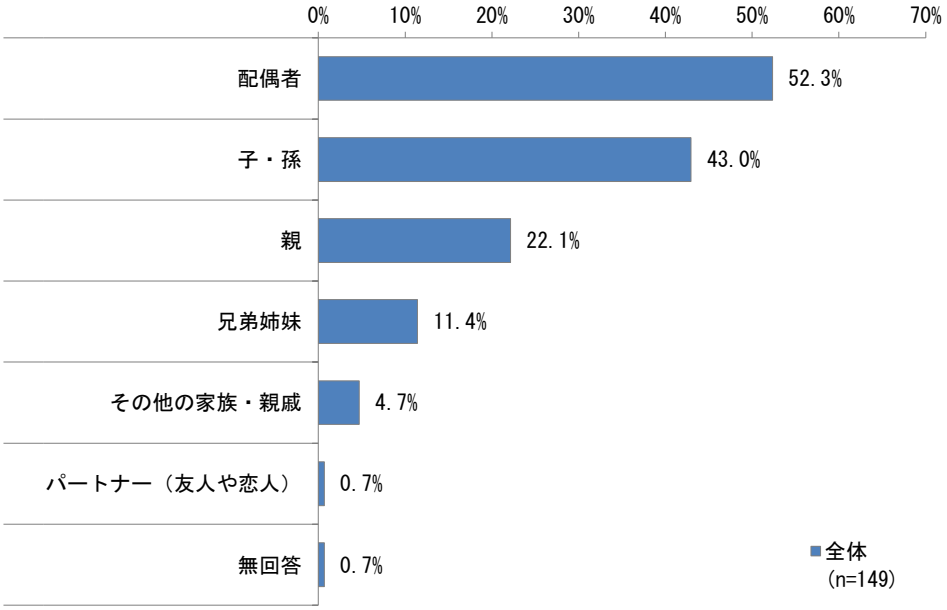

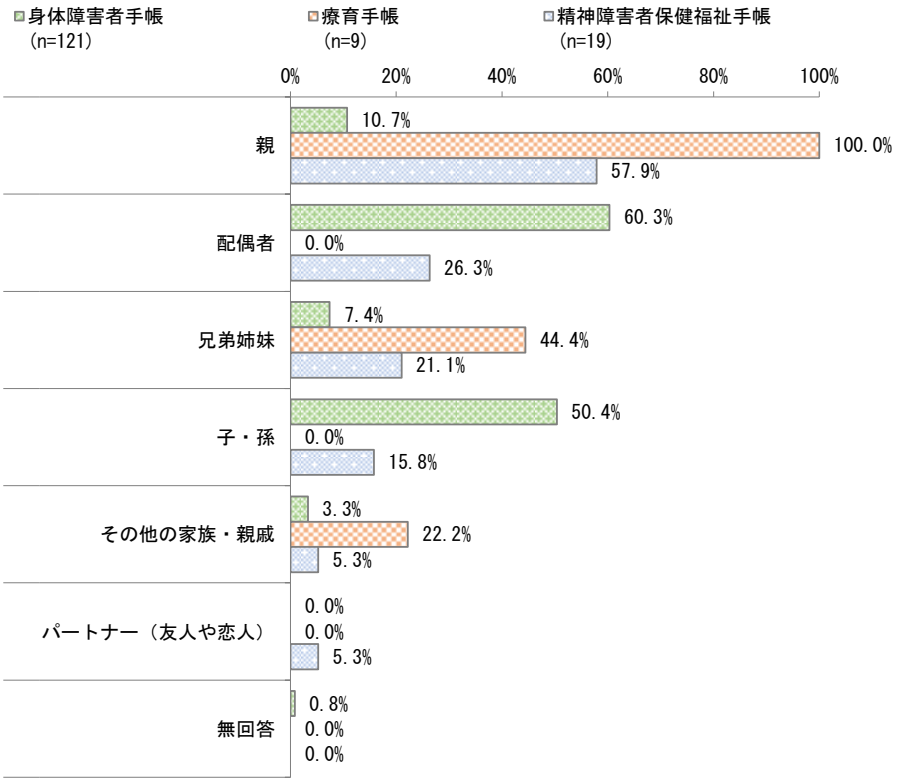

⑤ 介助者が介助できなくなった場合、どうするか

「同居する他の家族・親族に頼む」が 26.8%と最も高く、次いで「施設や病院などに一時的に依頼する」が 18.4%となっています。

障がい種別でみると、身体は「同居する他の家族・親族に頼む」、療育は「考えたことがない」、精神は「施設や病院などに一時的に依頼する」、「考えたことがない」が最も高くなっています。

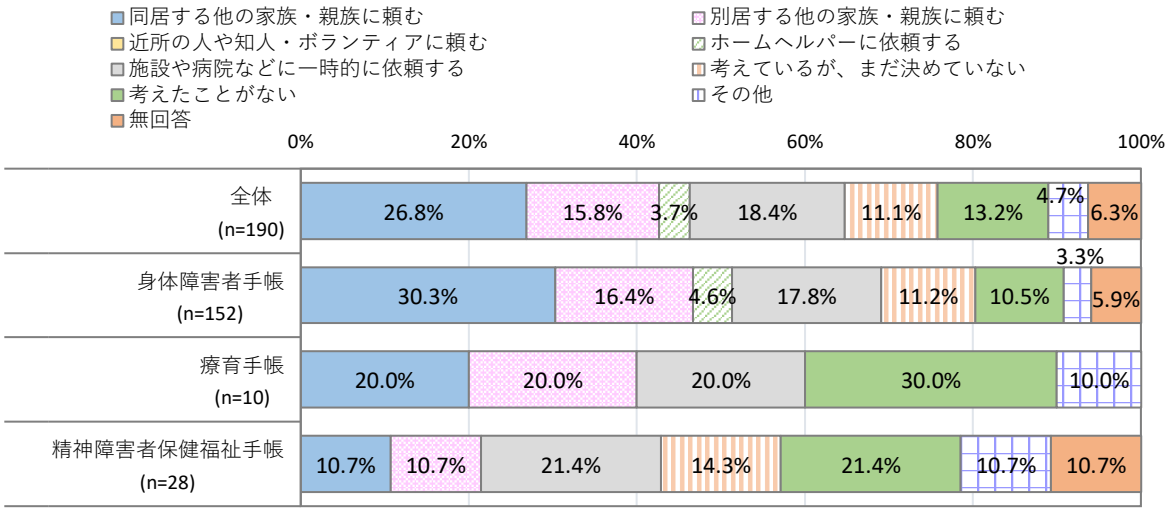

⑥ 過去１年間の外出頻度

「１日に１回程度」が 35.8%と最も高く、次いで「２～３日に１回程度」が 24.7%となっています。

障がい種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「１日に１回程度」が最も高くなっています。

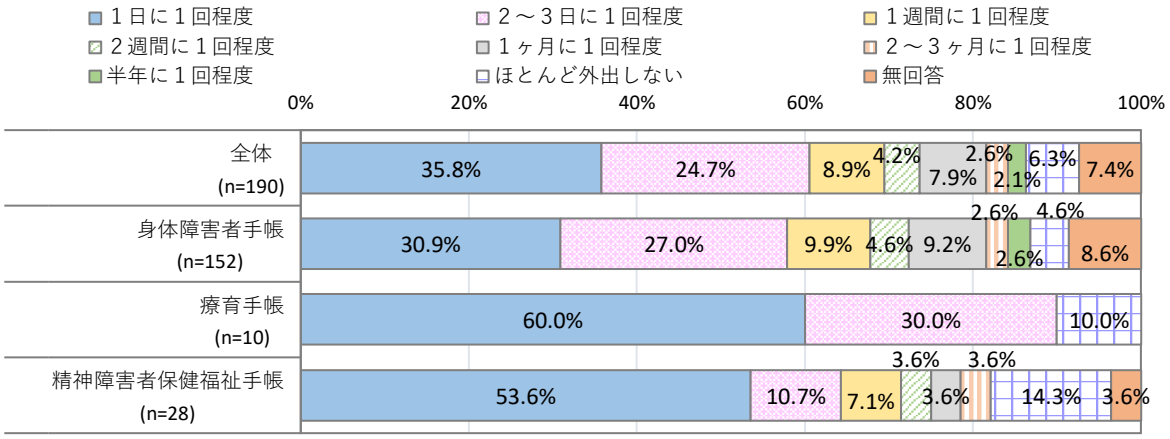

⑦ 外出の際の同伴者

「一人で外出する」が 42.1%と最も高く、次いで「配偶者（夫または妻）」が 22.6%となっています。

障がい種別でみると、身体及び精神は「一人で外出する」、療育は「父母・祖父母・兄弟」、「一人で外出する」が最も高くなっています。

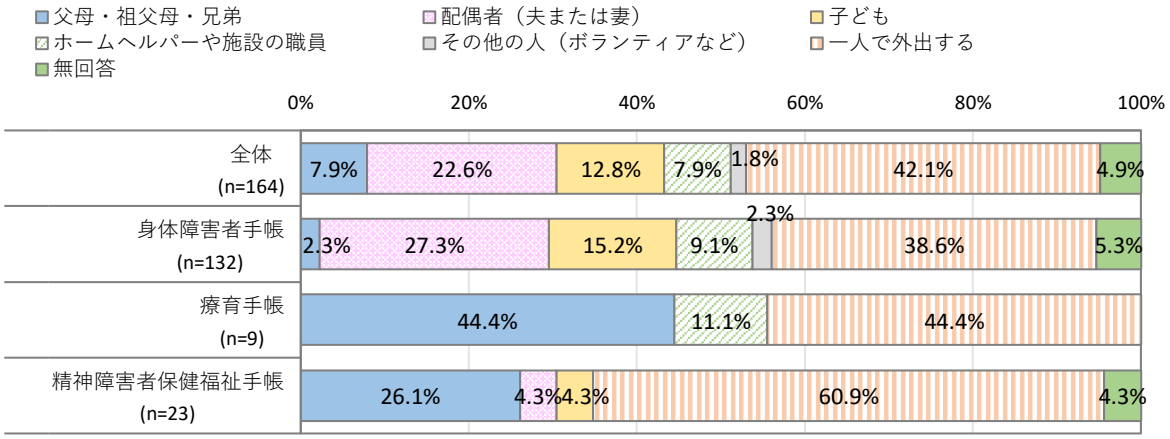

⑧ 外出の際の困りごと（複数回答）

「特にない」以外では、「バスなどの公共交通機関が少ない（ない）」が20.1％と最も高く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」、「外出にお金がかかる」が 14.0％となっています。

障がい種別でみると、身体及び精神は「バスなどの公共交通機関が少ない（ない）」、療育は「困った時にどうすればいいのか心配」が最も高くなっています。

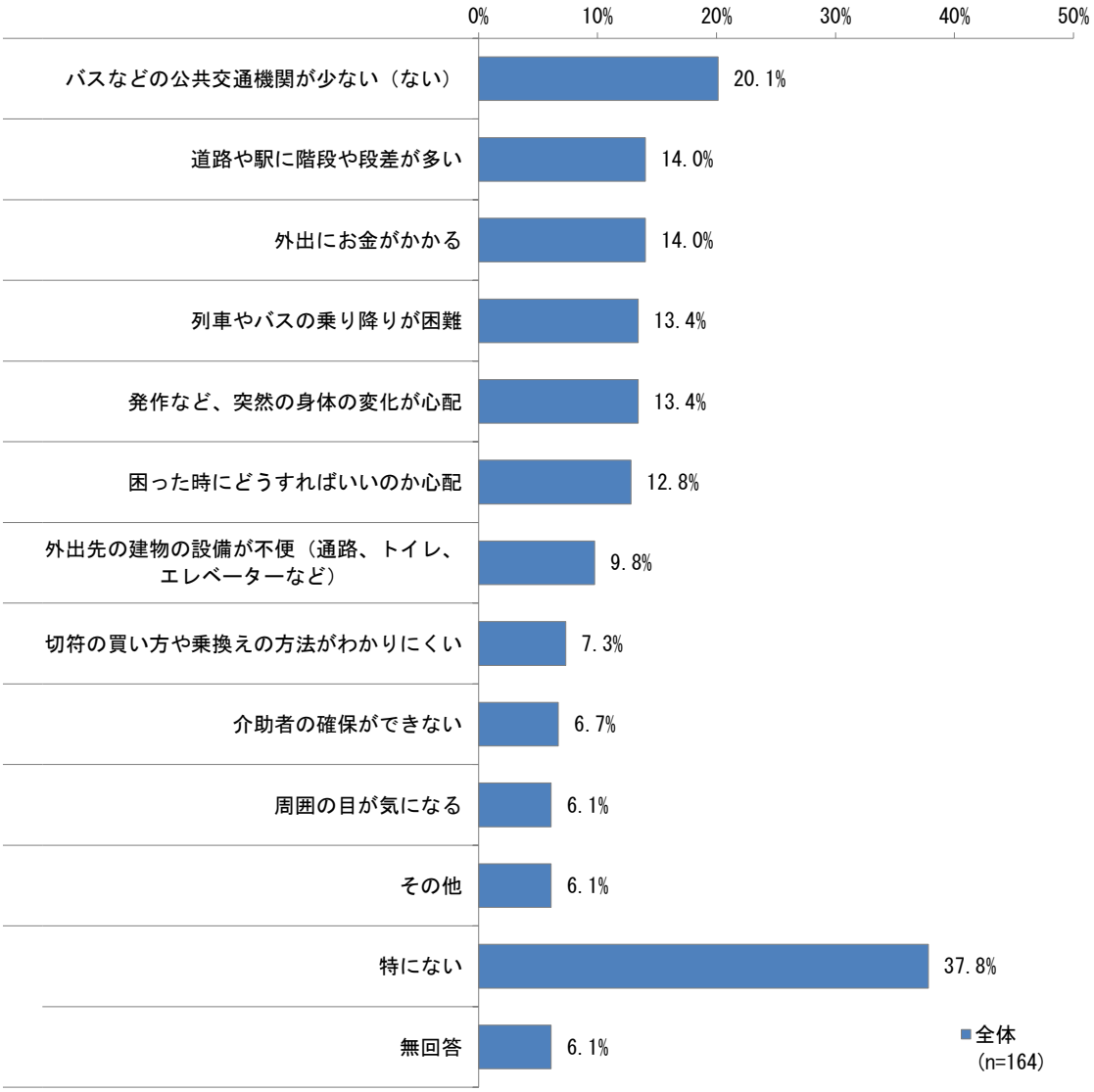

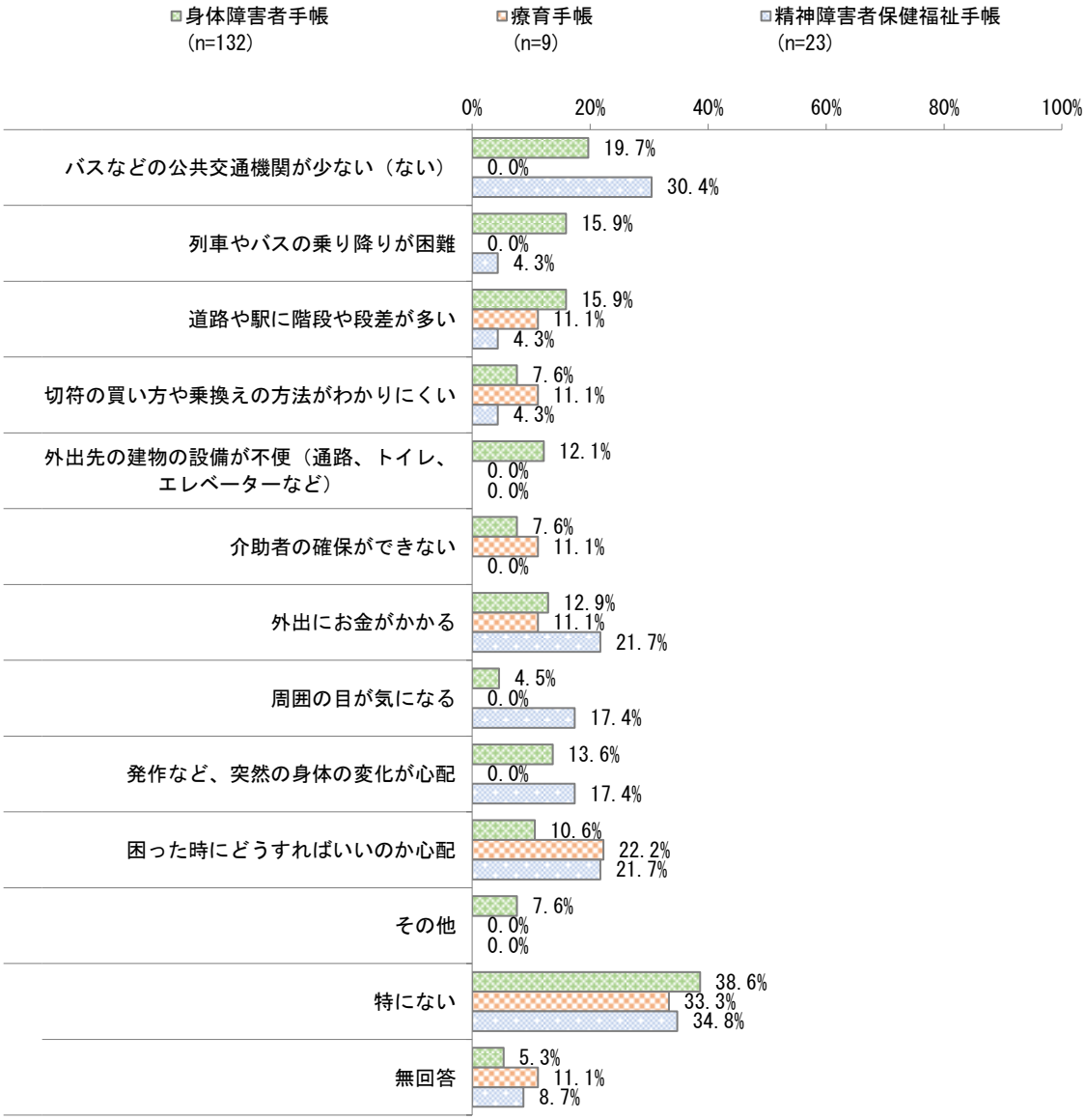
身体障害者手帳
(n=132)
療育手帳
(n=9)
精神障害者保健福祉手帳
(n=23)
0%
20%
40%
60%
80%
100%
バスなどの公共交通機関が少ない（ない）
19.7%
0.0%
30.4%
列車やバスの乗り降りが困難
15.9%
0.0%
4.3%
道路や駅に階段や段差が多い
15.9%
11.1%
4.3%
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい
7.6%
11.1%
4.3%
外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）
12.1%
0.0%
0.0%
介助者の確保ができない
7.6%
11.1%
0.0%
外出にお金がかかる
12.9%
11.1%
21.7%
周囲の目が気になる
4.5%
0.0%
17.4%
発作など、突然の身体の変化が心配
13.6%
0.0%
17.4%
困った時にどうすればいいのか心配
10.6%
22.2%
21.7%
その他
7.6%
0.0%
0.0%
特にない
38.6%
33.3%
34.8%
無回答
5.3%
11.1%
8.7%

⑨ 日中どのように過ごしているか

「特に活動していない、またはできない」が 57.4%と最も高く、次いで「仕事をしている」が 23.2%となっています。

障がい種別でみると、身体は「特に活動していない、またはできない」、療育及び精神は「仕事をしている」が最も高くなっています。

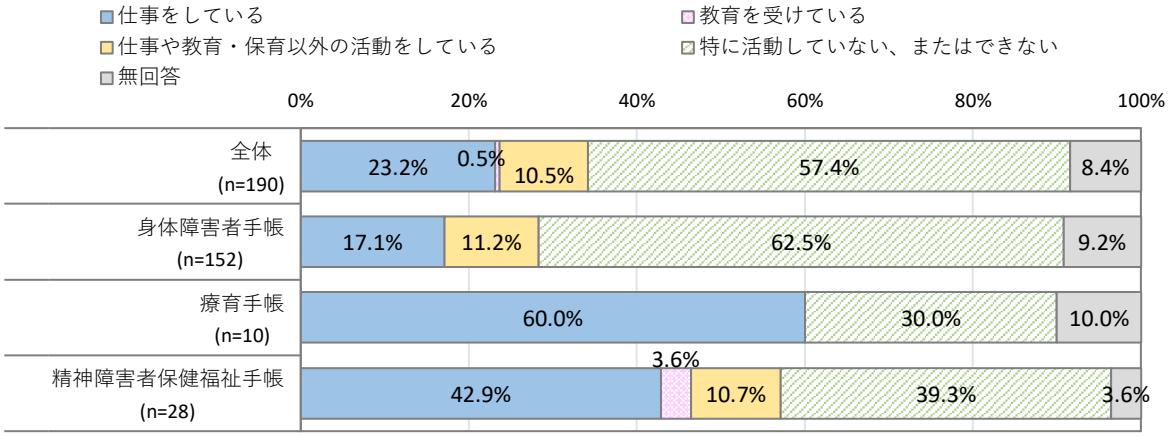

⑩ 仕事の雇用形態

「一般雇用/正職員」が 22.7%と最も高く、次いで「一般雇用/正職員以外」が 20.5%となっています。

障がい種別でみると、身体は「一般雇用/正職員」、「自営業」、療育は「障がい者雇用/正職員以外」、精神は「一般雇用/正職員以外」が最も高くなっています。

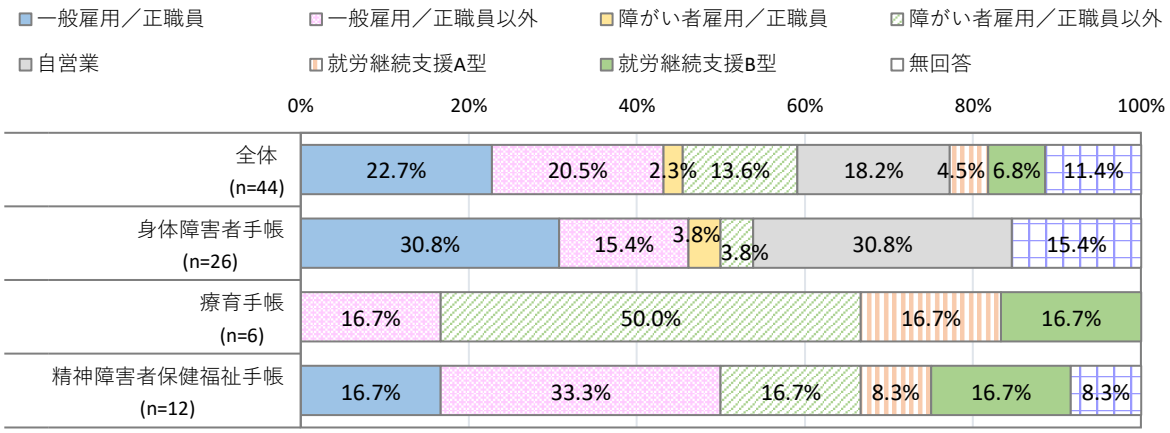

⑪ 継続的に収入を得る仕事をするために必要なこと

「特に必要なことはない」が 28.9%と最も高く、次いで「柔軟な勤務体制」が 8.4%となっています。

障がい種別でみると、身体及び療育は「特に必要なことはない」、精神は「柔軟な勤務体制」が最も高くなっています。

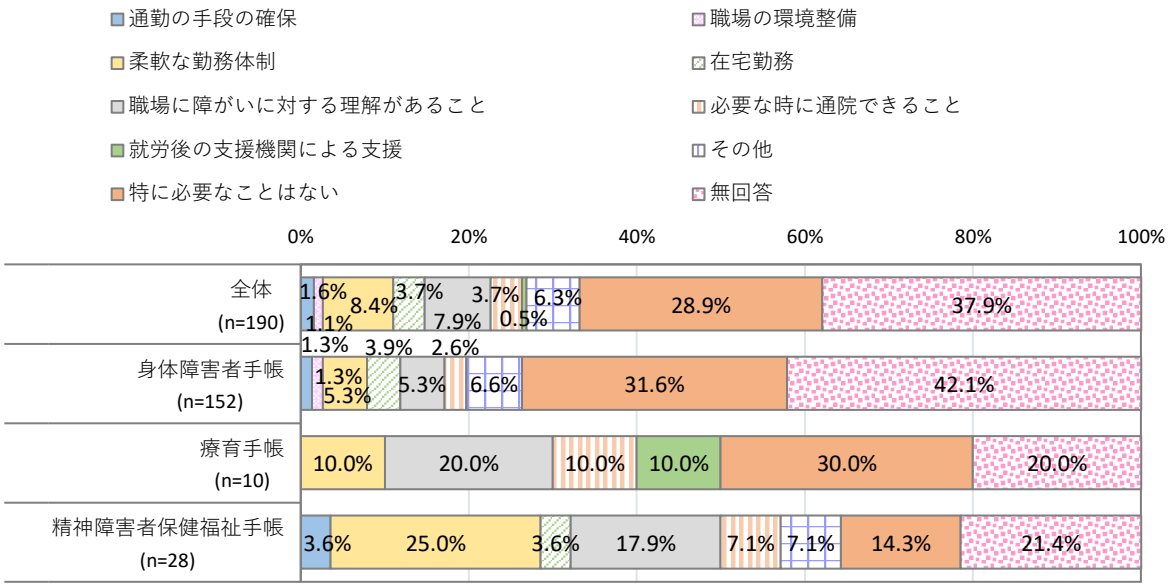

⑫ 隣近所の人と、どの程度付き合っているか

「日常的にさしさわりないことなら、話せる相手がいる」が 30.0%で最も高く、次いで「あいさつする程度の相手ならいる」が 26.3%となっています。

障がい種別でみると、身体は「日常的にさしさわりないことなら、話せる相手がいる」、療育及び精神は「あいさつする程度の相手ならいる」が最も高くなっています。

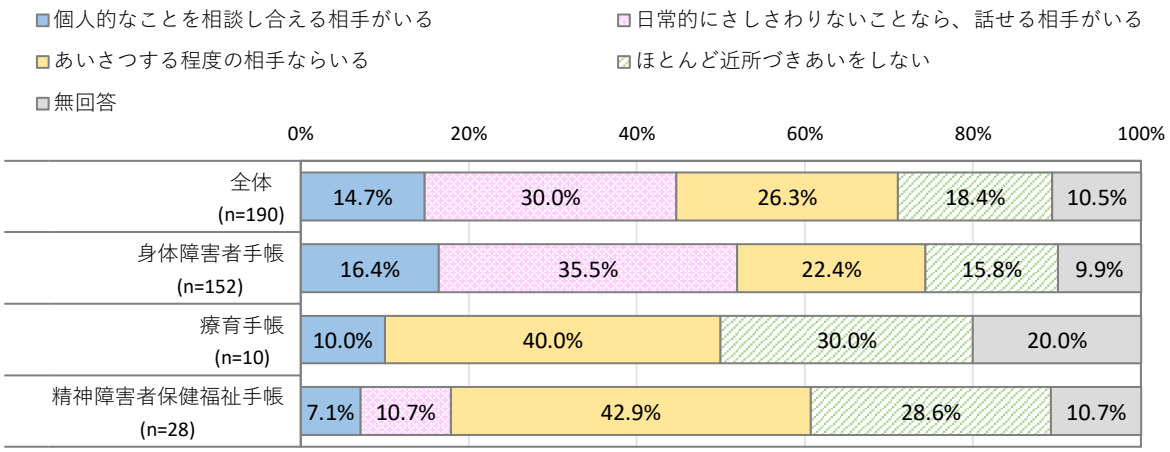

⑬ 地域で活動する場合、どのような環境や条件が必要か（複数回答）

「身近なところや便利なところに活動の場がある」が 27.9%で最も高く、次いで「自分にあった時間帯に参加できる」が 23.2%となっています。

障がい種別でみると、身体は「身近なところや便利なところに活動の場がある」、療育は「身近なところや便利なところに活動の場がある」、「自分にあった時間帯に参加できる」、精神は「地域の人の理解・協力を得られる」が最も高くなっています。

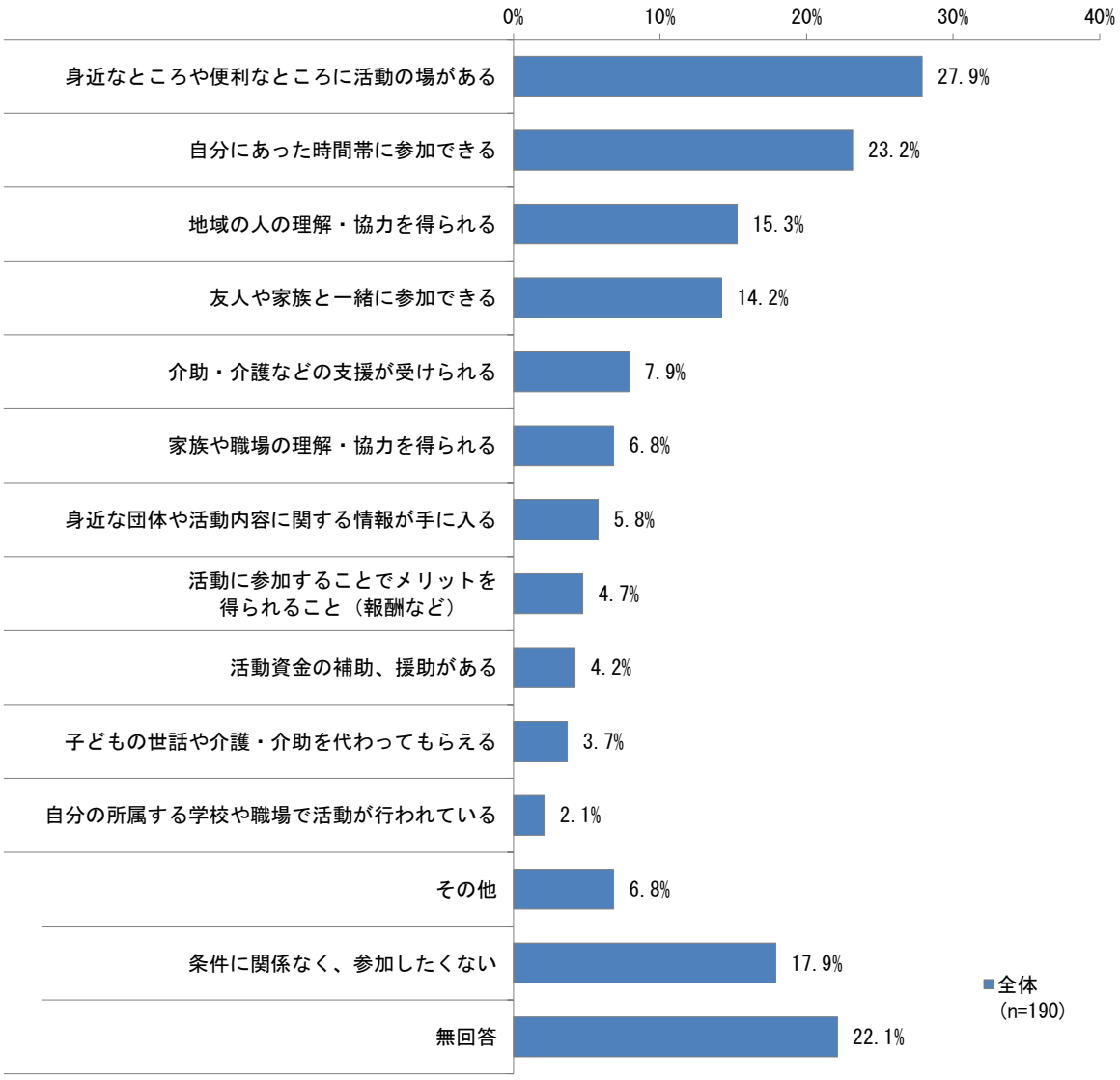

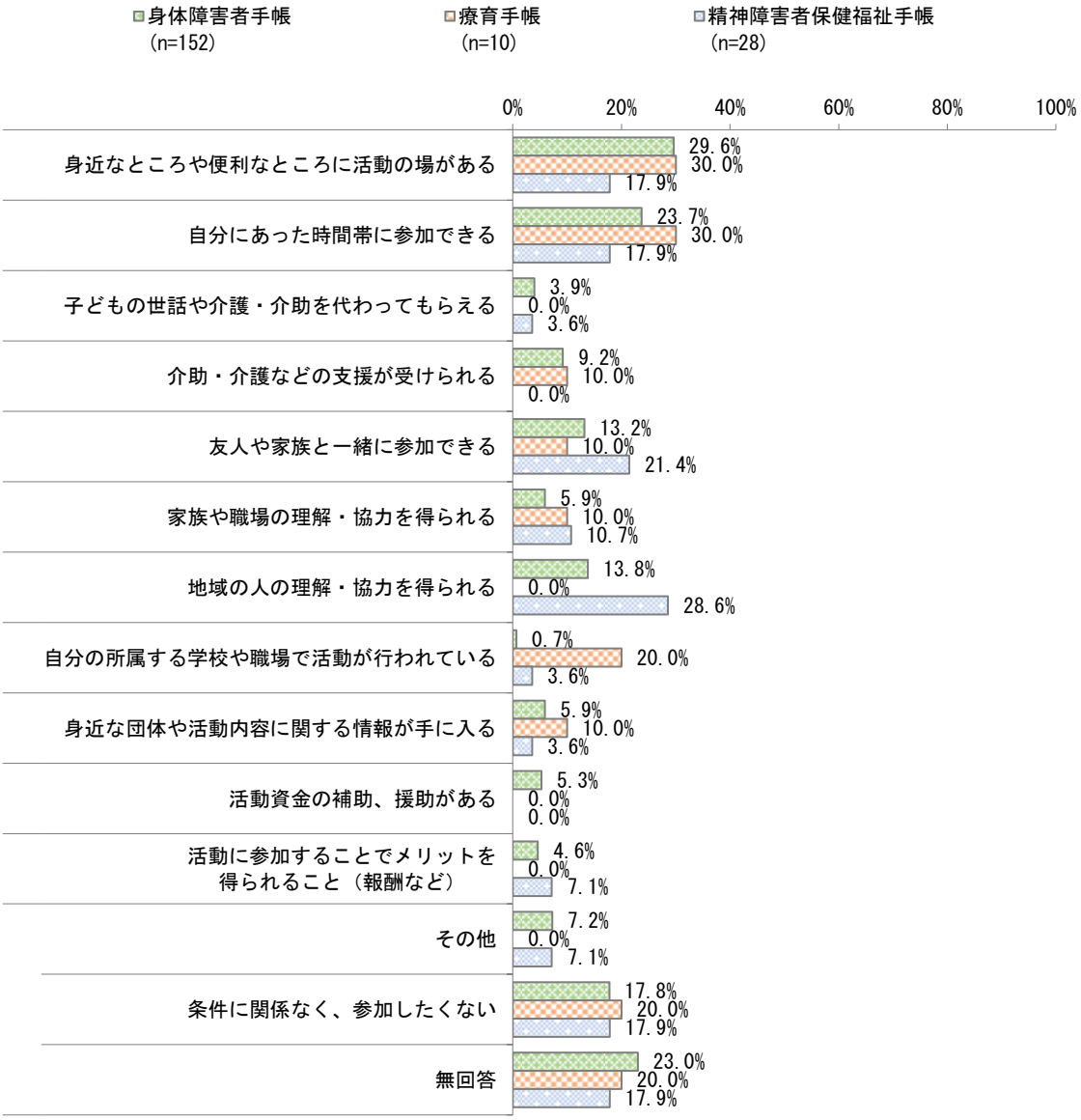
身体障害者手帳
(n=152)
療育手帳
(n=10)
精神障害者保健福祉手帳
(n=28)
0%
20%
40%
60%
80%
100%
身近なところや便利なところに活動の場がある
29.6%
30.0%
17.9%
自分にあった時間帯に参加できる
23.7%
30.0%
17.9%
子どもの世話や介護・介助を代わってもらえる
3.9%
0.0%
3.6%
介助・介護などの支援が受けられる
9.2%
10.0%
0.0%
友人や家族と一緒に参加できる
13.2%
10.0%
21.4%
家族や職場の理解・協力を得られる
5.9%
10.0%
10.7%
地域の人の理解・協力を得られる
13.8%
0.0%
28.6%
自分の所属する学校や職場で活動が行われている
0.7%
20.0%
3.6%
身近な団体や活動内容に関する情報が手に入る
5.9%
10.0%
3.6%
活動資金の補助、援助がある
5.3%
0.0%
0.0%
活動に参加することでメリットを得られること（報酬など）
4.6%
0.0%
7.1%
その他
7.2%
0.0%
7.1%
条件に関係なく、参加したくない
17.8%
20.0%
17.9%
無回答
23.0%
20.0%
17.9%

⑭ 障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるか

「ある」（『ある』、『少しある』の合計）が 29.0%となっています。

障がい種別でみると、「ある」の割合は身体で 25.0%、療育で 40.0%、精神で 46.4%となっています。

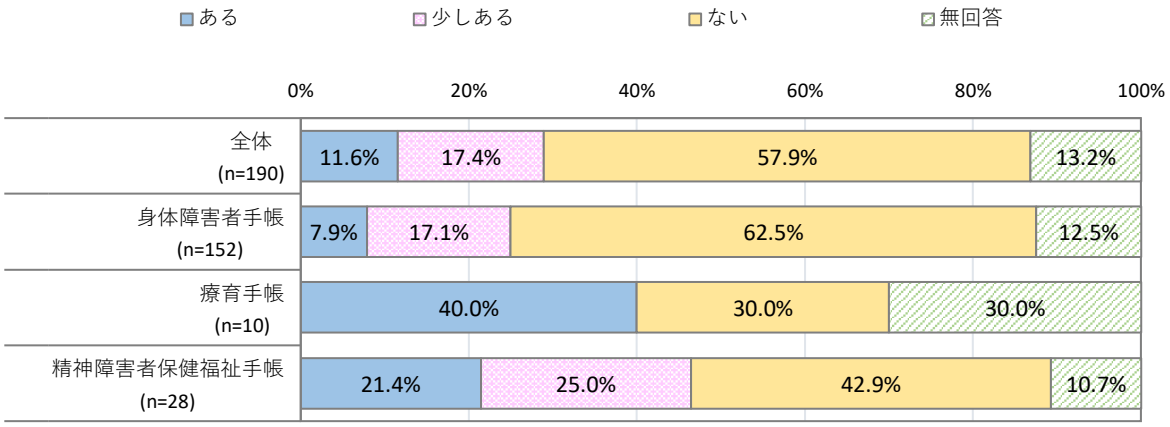

⑮ どのような場面で差別や嫌な思いをしたか（複数回答）

「外出先」及び「住んでいる地域」が 34.5%で最も高くなっています。

障がい種別でみると、身体は「住んでいる地域」、療育は「学校・仕事場」、「外出先」、精神は「病院等の医療機関」が最も高くなっています。

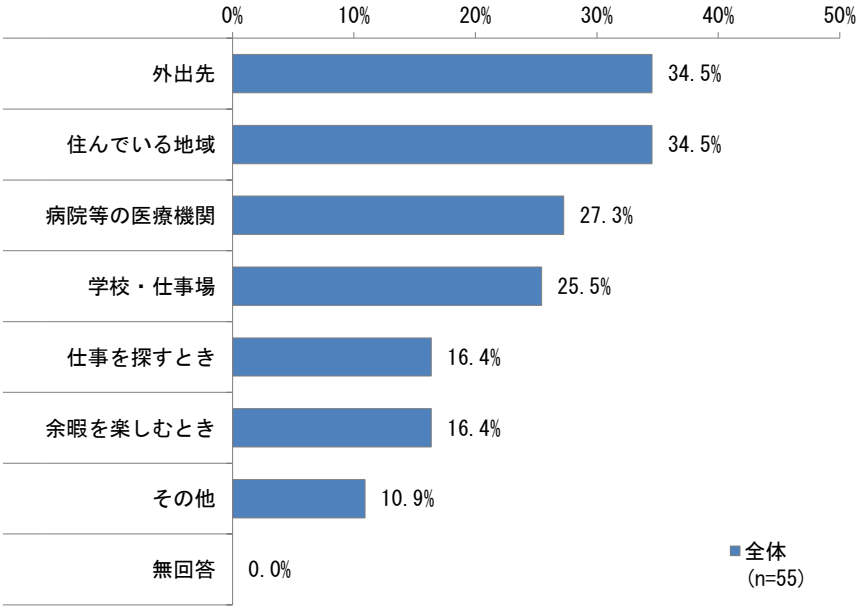

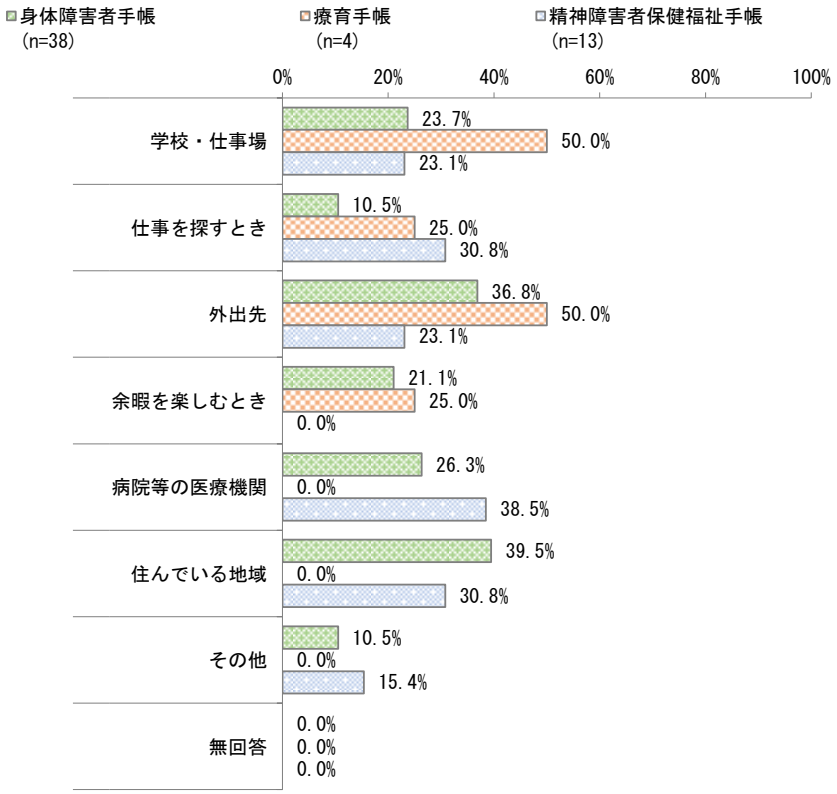

⑯ 成年後見制度を知っているか

「知っている」（『名前も内容も知っている』、『名前を聞いたことがあるが、内容は知らない』の合計）が 54.3%となっています。

障がい種別でみると、「知っている」の割合は身体で 56.5%、療育で 40.0%、精神で 46.4%となっています。

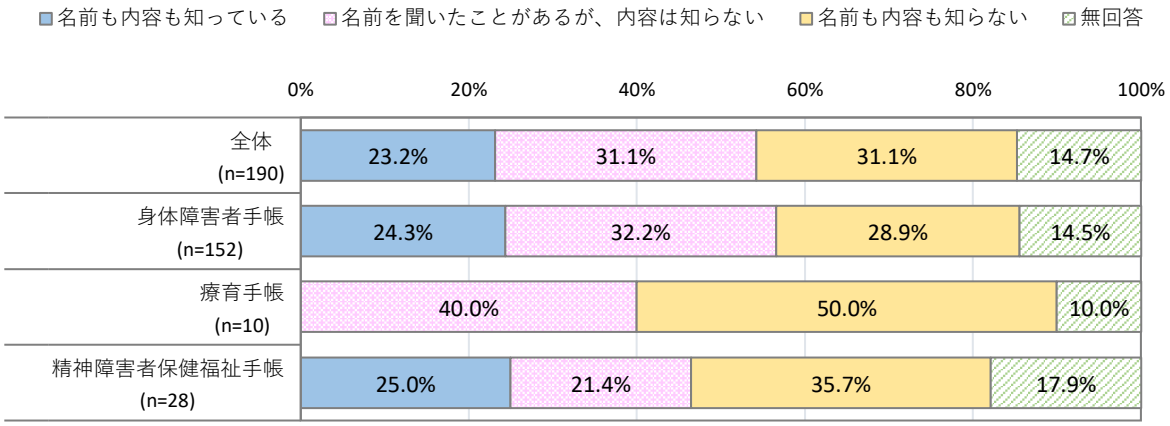

⑰ 地震や災害などの緊急時に、ひとりで避難することができるか

「できない」が 36.8%となっています。

障がい種別でみると、「できない」の割合は身体で 38.8%、療育で 30.0%、精神で 28.6%となっています。

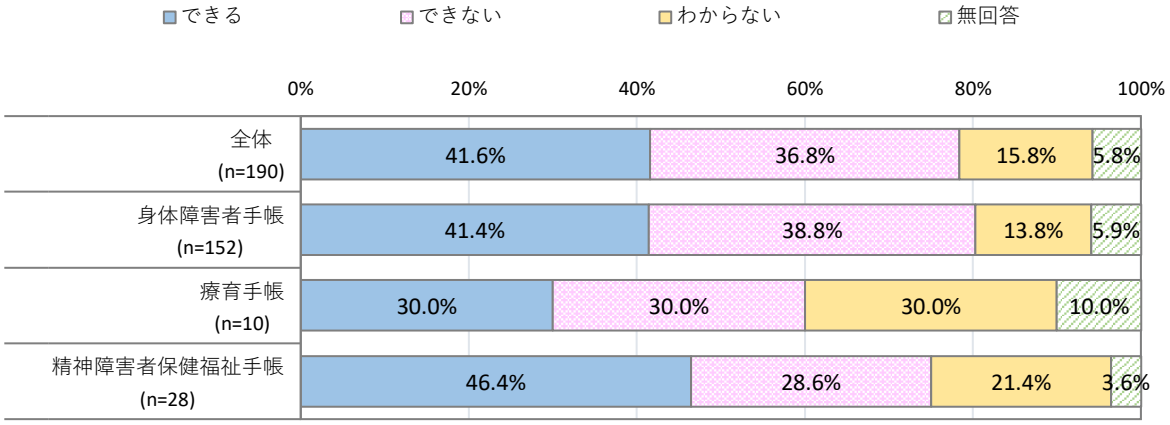

⑱ 地震や災害などが起こった場合に、避難を助けてくれる人はいるか

「いる」が 86.0%となっています。

障がい種別でみると、「いる」の割合は身体で 88.8%、療育で 83.3%、精神で 71.4%となっています。

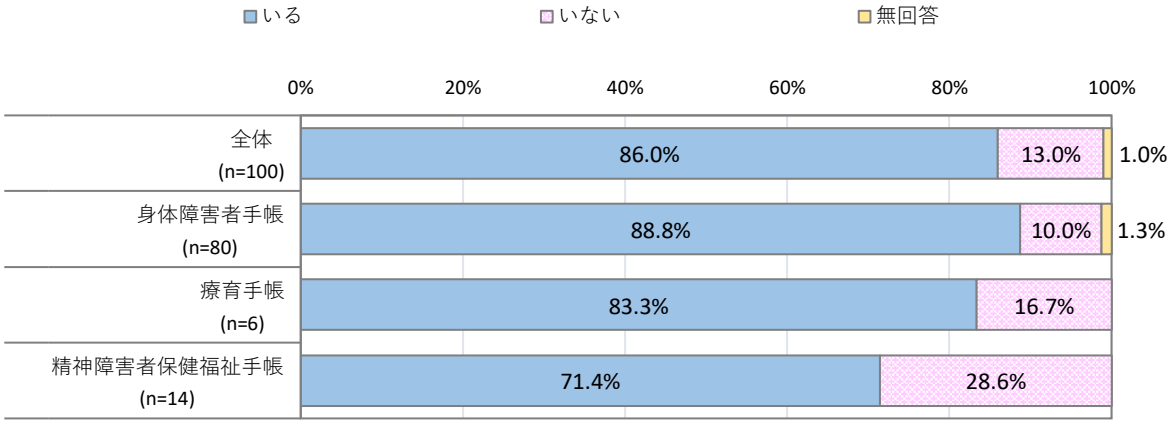

⑲ 災害発生時に向けて準備していること（複数回答）

「家で避難生活するための飲食料・日用品等の買い置き」が 41.1％で最も高く、次いで「持ち出し荷物の準備」が 31.6％となっています。

障がい種別でみると、身体及び療育は「家で避難生活するための飲食料・日用品等の買い置き」、精神は「何もしていない」が最も高くなっています。

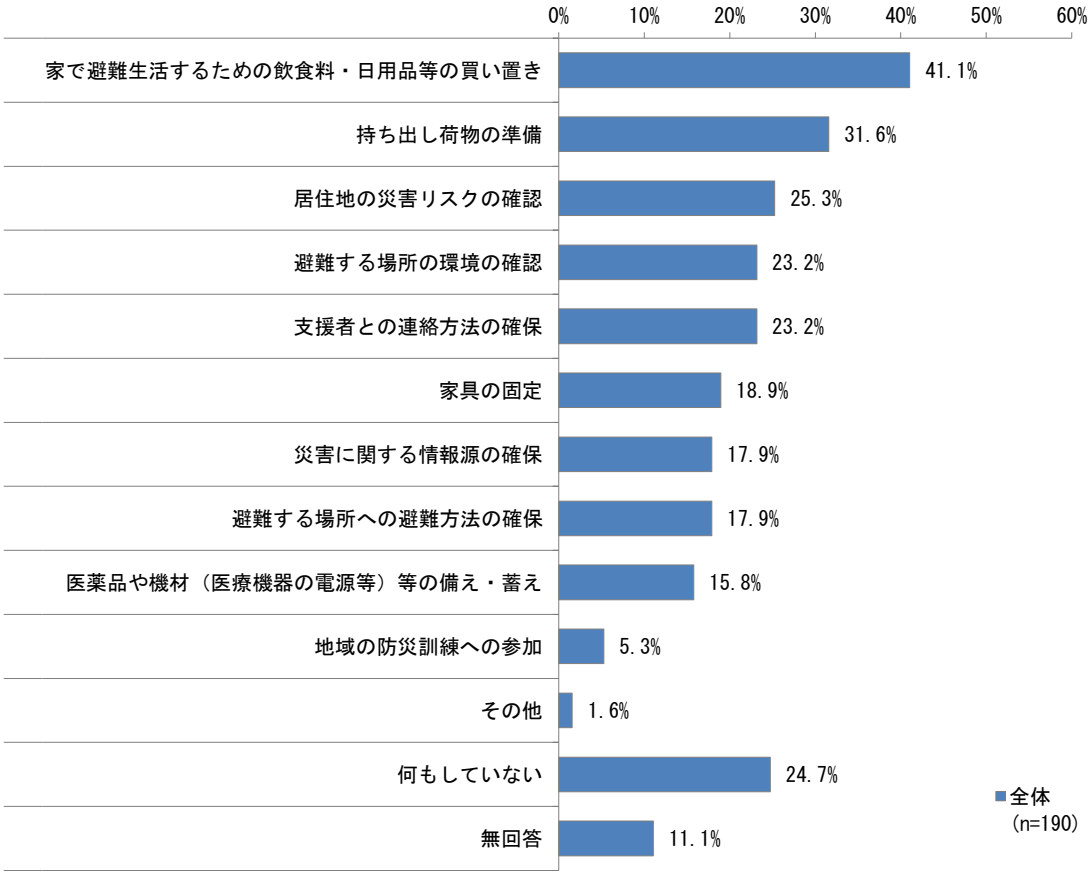

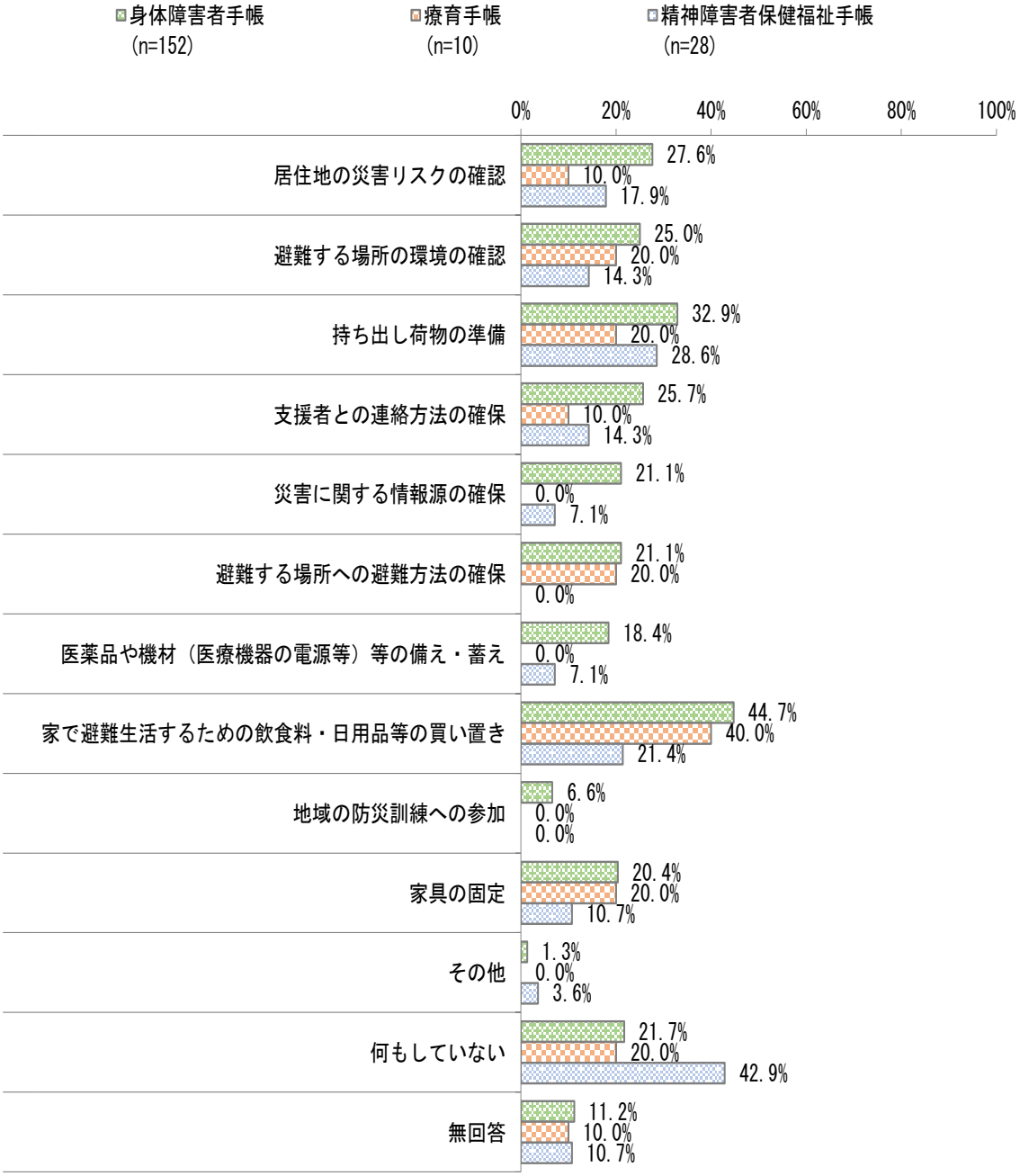
身体障害者手帳
(n=152)
療育手帳
(n=10)
精神障害者保健福祉手帳
(n=28)
0%
20%
40%
60%
80%
100%
居住地の災害リスクの確認
27.6%
10.0%
17.9%
避難する場所の環境の確認
25.0%
20.0%
14.3%
持ち出し荷物の準備
32.9%
20.0%
28.6%
支援者との連絡方法の確保
25.7%
10.0%
14.3%
災害に関する情報源の確保
21.1%
0.0%
7.1%
避難する場所への避難方法の確保
21.1%
20.0%
0.0%
医薬品や機材（医療機器の電源等）等の備え・蓄え
18.4%
0.0%
7.1%
家で避難生活するための飲食料・日用品等の買い置き
44.7%
40.0%
21.4%
地域の防災訓練への参加
6.6%
0.0%
0.0%
家具の固定
20.4%
20.0%
10.7%
その他
1.3%
0.0%
3.6%
何もしていない
21.7%
20.0%
42.9%
無回答
11.2%
10.0%
10.7%

（２）保護者調査結果（抜粋）

① お子様のことについて

ア）子どもの年齢

「３歳未満」が 25.6%、「３～６歳」が 71.8%となっています。

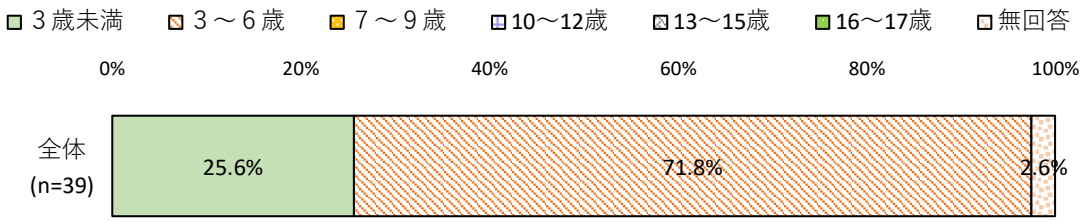

イ）発達障がいと診断されたことがあるか

「ある」が 56.4%、「ない」が 43.6%となっています。

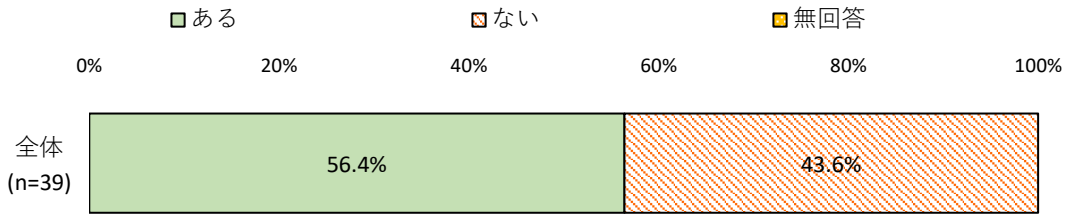

ウ）発達障がい又はその疑いに関して、最初に不安や疑問を感じた時期

「２歳未満」が 28.2%で最も高く、次いで、「2～4 歳未満」25.6%、「4 歳～就学前」12.8%となっています。

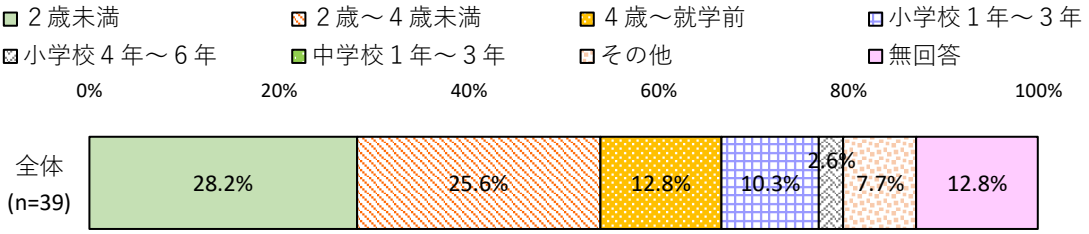

エ）発達障がい又はその疑いに気づいたきっかけ

「親自身が気づいた」が 48.7%で最も高く、次いで、「その他」12.8%、「１歳６か月児健診」、「保育士・幼稚園教諭、学校の教師等の指摘」10.3%となっています。

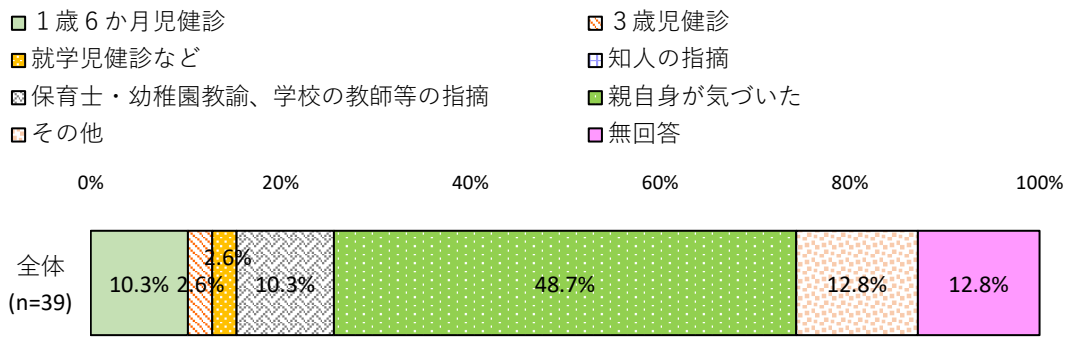

オ）発達障がい又はその疑いに気づいてから、最初に相談した機関

「医療機関（小児科）」が 23.1%で最も高く、次いで、「保健所・保健センター」17.9%、「幼稚園、保育園」、「その他」12.8%となっています。

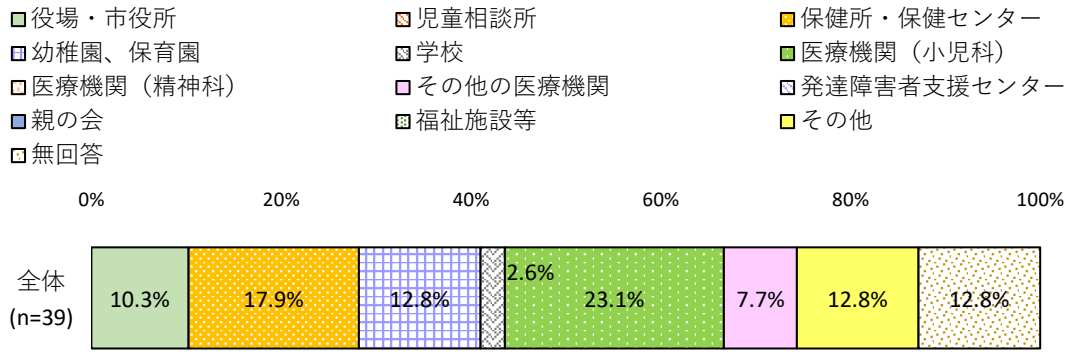

カ）発達障がい又はその疑いに気づいてから、相談するまでの期間

「1 か月未満」が 33.3%で最も高く、次いで、「1 か月～6 か月未満」28.2%、「1 年～2 年未満」12.8%となっています。

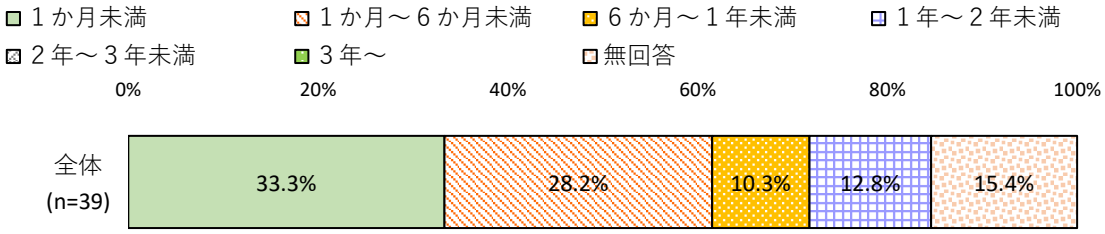

② 必要と思うサービス等

ア）小学校や特別支援学校小学部において、必要と思うサービス等（複数回答）

「学童保育や放課後等デイサービスの充実」が74.4%で最も高く、次いで、「発達障がい児に対する教育のサポート体制の充実」71.8%、「コーディネーターなど学校の情報提供の充実」64.1%となっています。

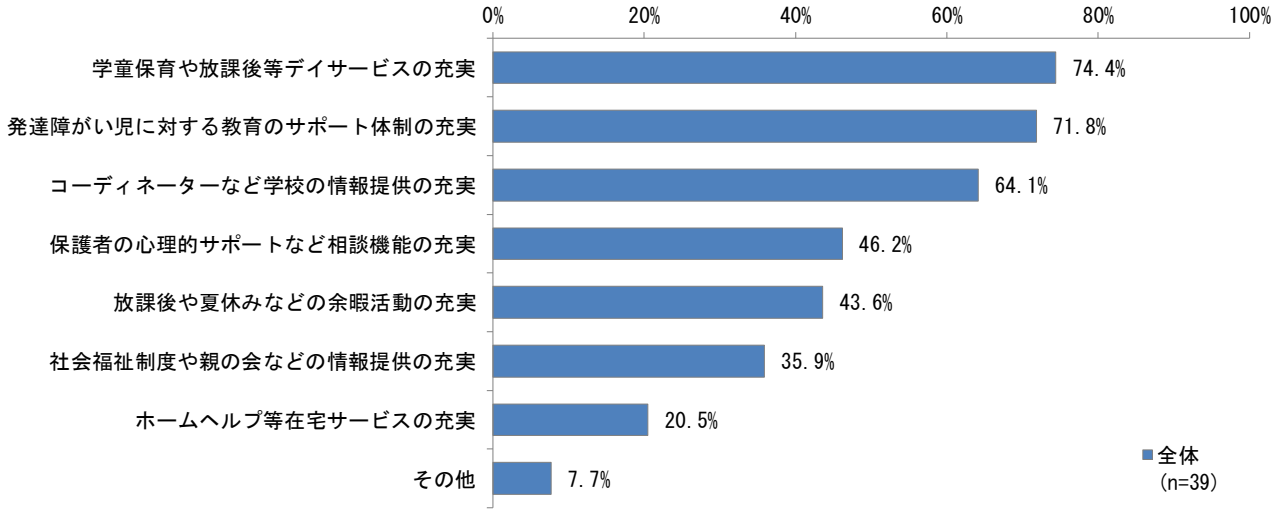

イ）中学校や特別支援学校中学部において、必要と思うサービス等（複数回答）

「発達障がい児に対する教育のサポート体制の充実」が82.1%で最も高く、次いで、「学童保育や放課後等デイサービスの充実」66.7%、「コーディネーターなど学校の情報提供の充実」56.4%となっています。

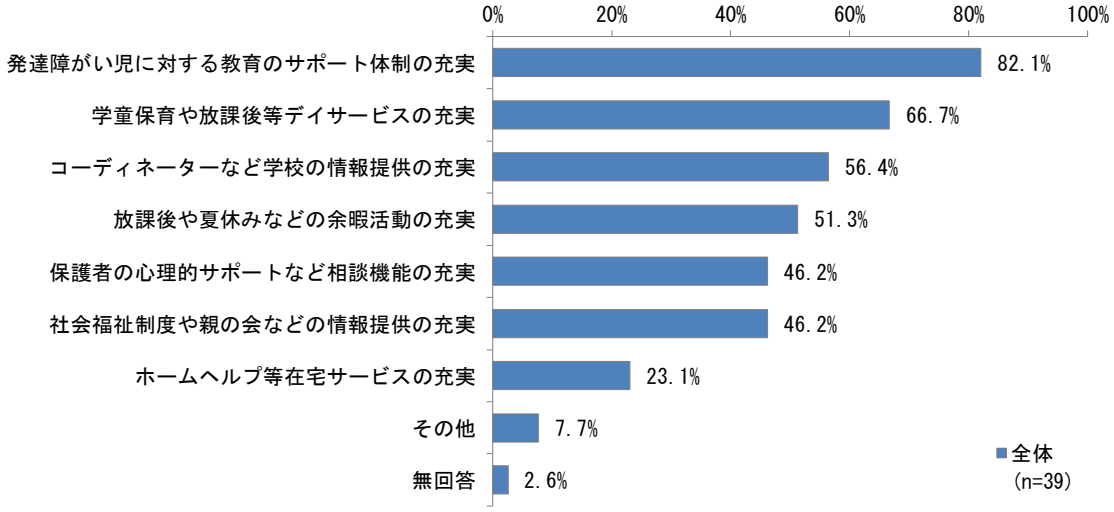

ウ）高等学校や特別支援学校高等部において、必要と思うサービス等（複数回答）

「発達障がい児に対する教育のサポート体制の充実」が 66.7%で最も高く、次いで、「保護者の心理的サポートなど相談機能の充実」64.1%、「社会福祉制度や親の会などの情報提供の充実」、「コーディネーターなどの学校の情報提供の充実」56.4%となっています。

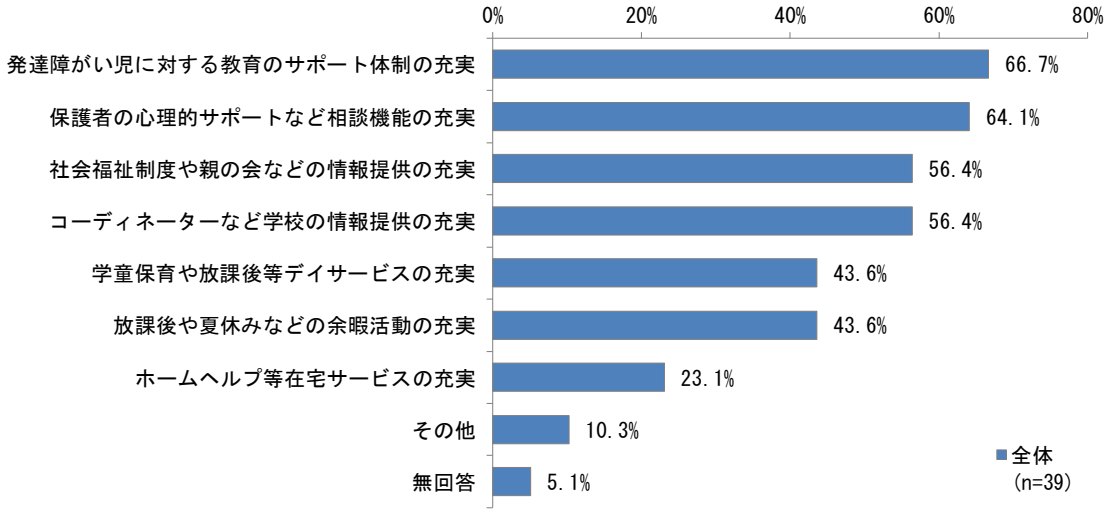

エ）就労時において、必要と思うサービス等（複数回答）

「適職についてなど就労に関する相談機能の充実」が 79.5%で最も高く、次いで、「自立の訓練施設の充実」71.8%、「ジョブコーチのサポート体制の充実」64.1%となっています。

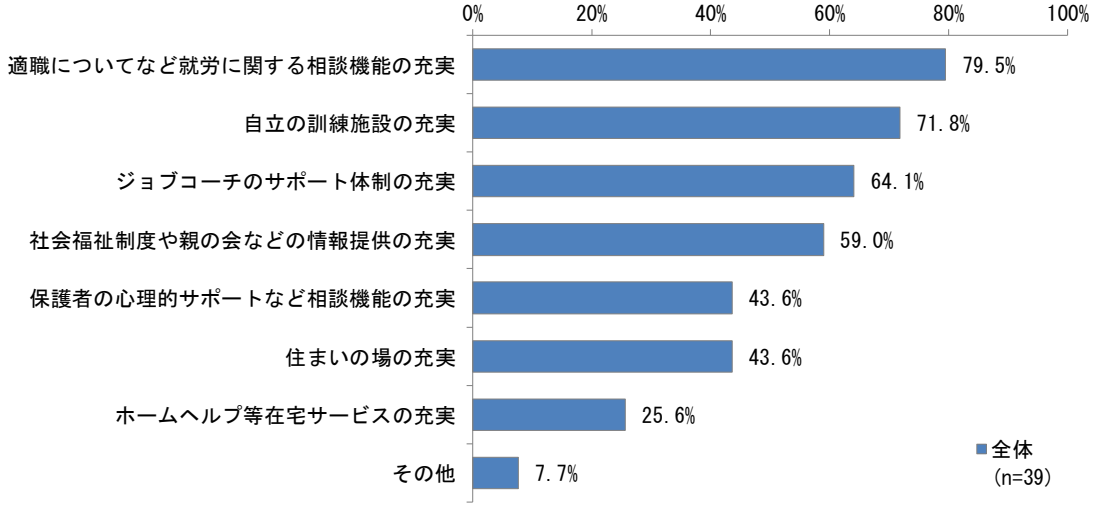

③ 保育・教育について

ア）保育所等での困りごと（複数回答）

「困っていることはない」が 52.8%で最も高く、次いで、「先生の理解や配慮が足りない」13.9%、「まわりの子どもたちの理解が得られない」11.1%などとなっています。

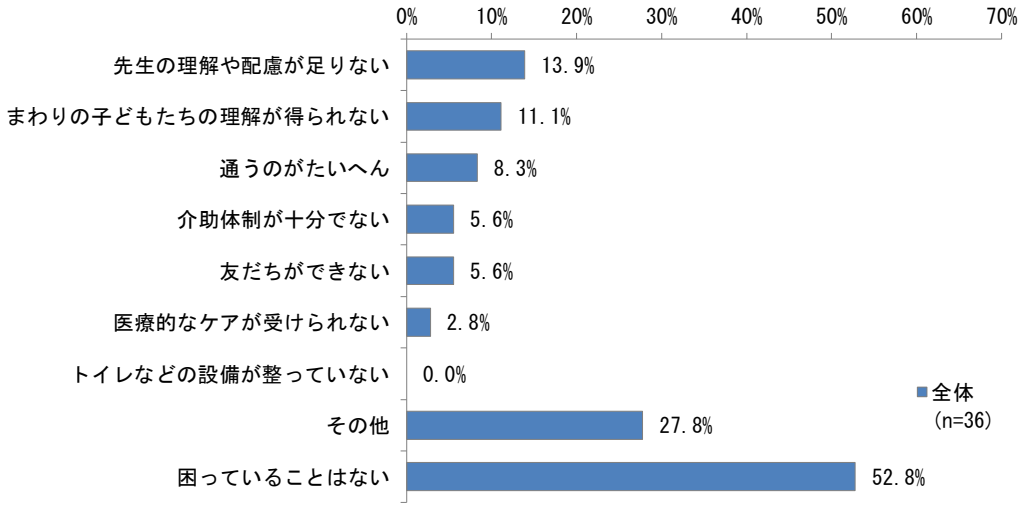

イ）保育所等に望むこと（複数回答）

「子どもの能力や障がいの状態に適した指導」が 83.3%で最も高く、次いで、「就学や進路などの相談体制の充実」47.2%、「施設、設備、教材の充実」38.9%となっています。

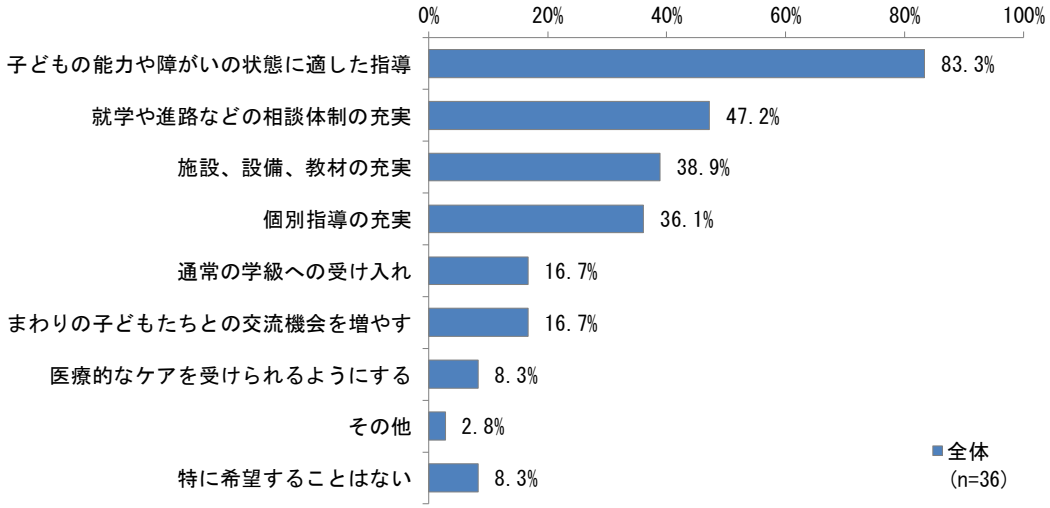

④ 障がいを理由とした差別について

ア）障害者差別解消法の認知度

「知っている」が 23.1%、「知らない」が 76.9%となっています。

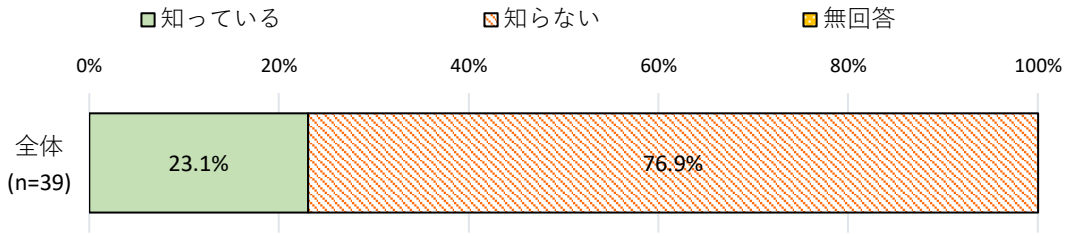

イ）子どもが障がいがあることを理由に差別された経験があるか

「ある」が 35.9%、「ない」が 64.1%となっています。

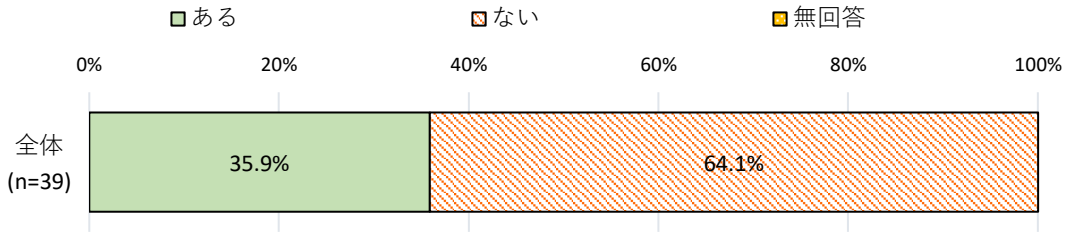

ウ）嘉島町は、障がいのある人にとって暮らしやすいか

「どちらかというと暮らしやすい」が 66.7%で最も高く、次いで、「とても暮らしやすい」15.4%、「どちらかというと暮らしにくい」12.8%となっています。

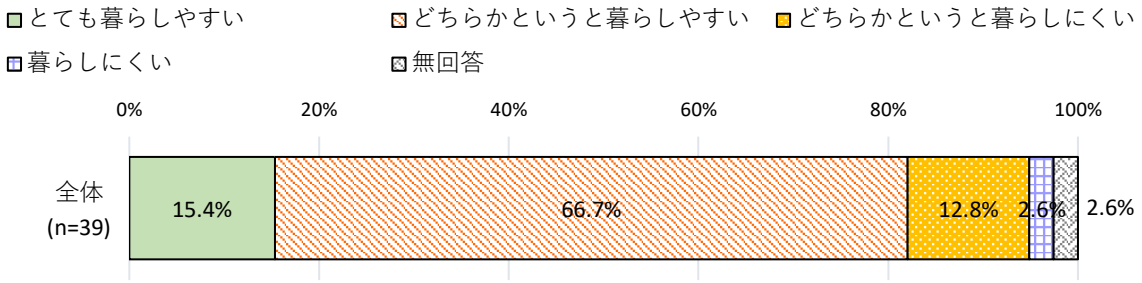

⑤ 必要な施策・取組（複数回答）

「相談体制の充実」が64.1％で最も高く、次いで、「個性を生かした保育・教育内容の充実」、「差別や偏見をなくす教育や広報・啓発活動の充実」53.8％となっています。

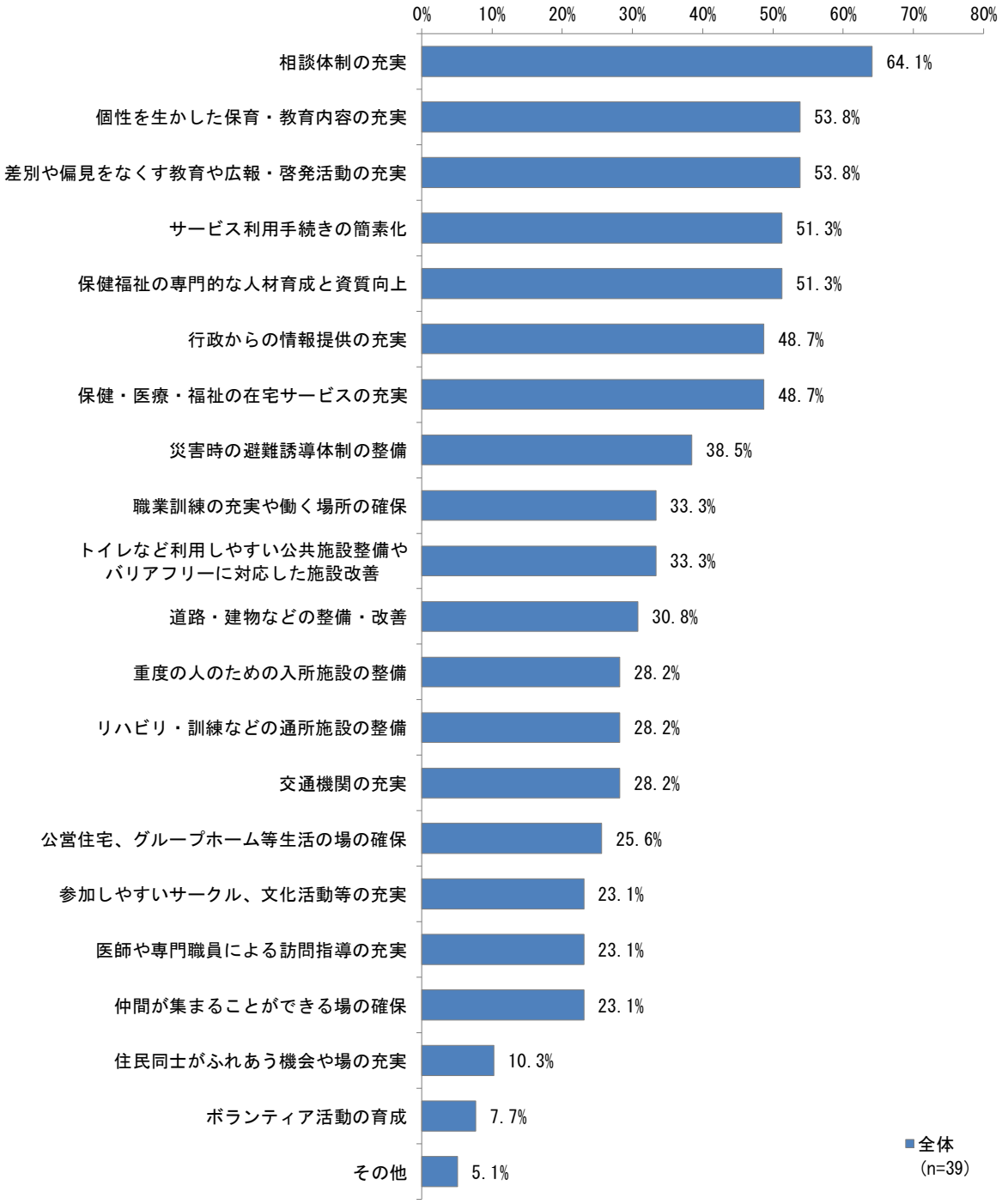

（３）事業所調査結果（抜粋）

① 障害福祉サービス利用を希望する人数をどのように見込んでいるか

「増加すると見込んでいる」が 54.5%で最も高く、次いで、「横ばいであると見込んでいる」40.9%、「わからない」4.5%となっています。

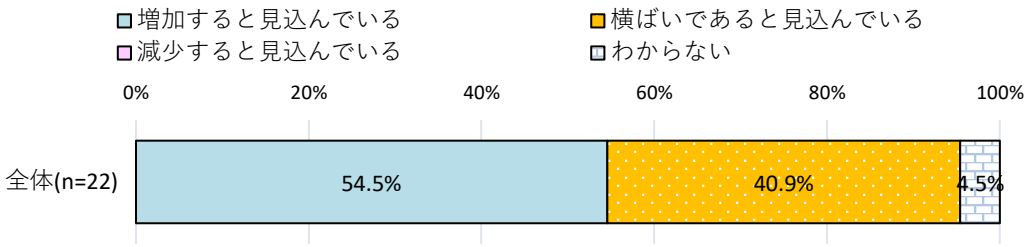

② 今後の障害福祉サービス利用動向を受けて、どのように対応する方針か

「事業を維持する」が 68.2%、「事業を拡大する」が 31.8%となっています。

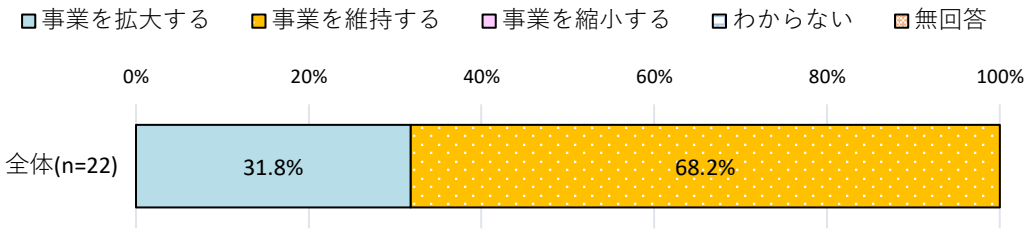

③ 過去１年間で、受け入れ（事業提供）できなかったことがあるか

「ある」が 22.7%、「ない」が 77.3%となっています。

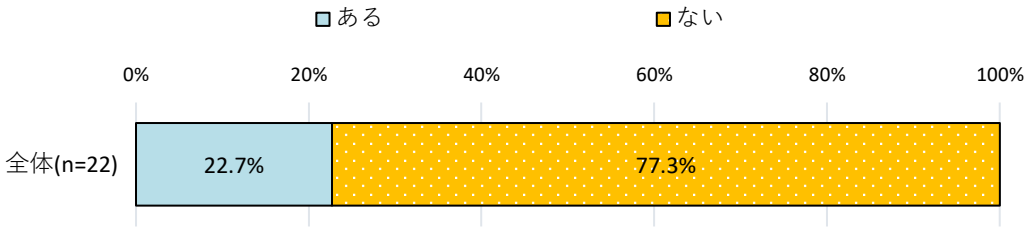

④ 円滑な事業運営のために、改善したい経営上の課題（複数回答）

「サービス内容や質の向上」が 77.3%で最も高く、次いで、「支援員の確保」68.2%、「利用者の確保」、「職員の資質向上」63.6%となっています。

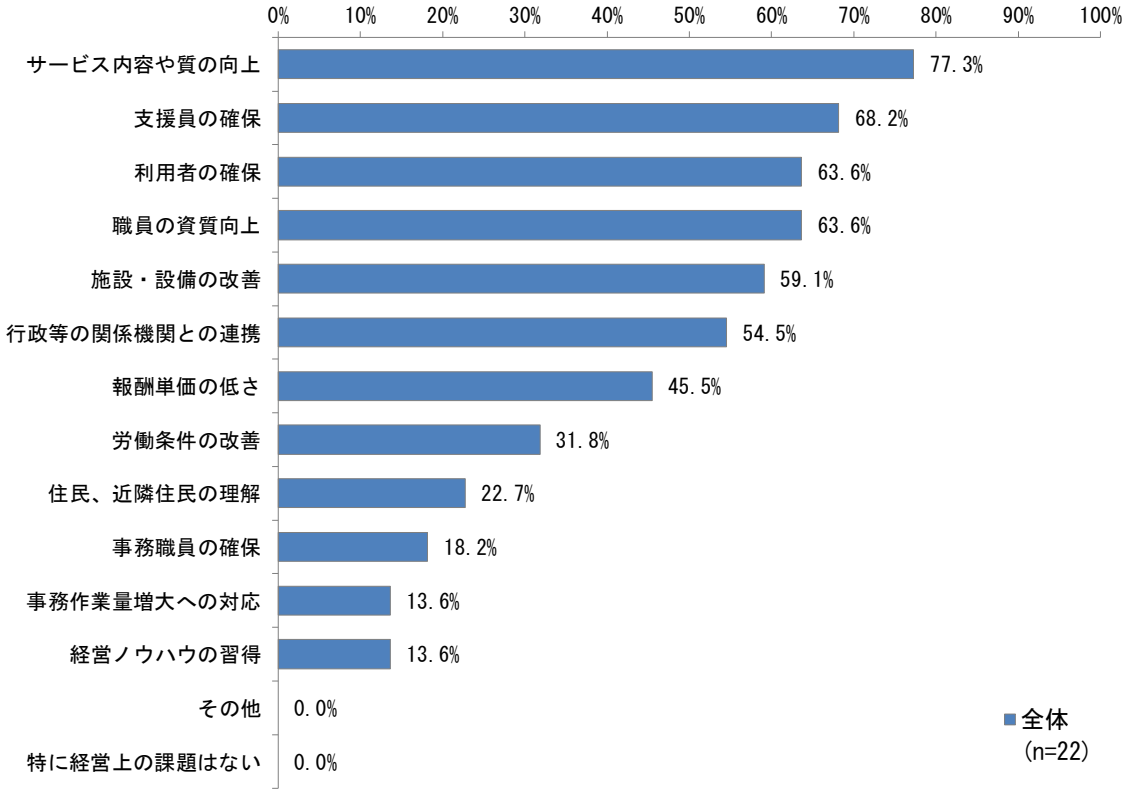

⑤ 必要な行政等の支援（複数回答）

「行政との情報共有」が 63.6%で最も高く、次いで、「財政面での支援」50.0%、「事業運営に必要な情報提供」45.5%となっています。

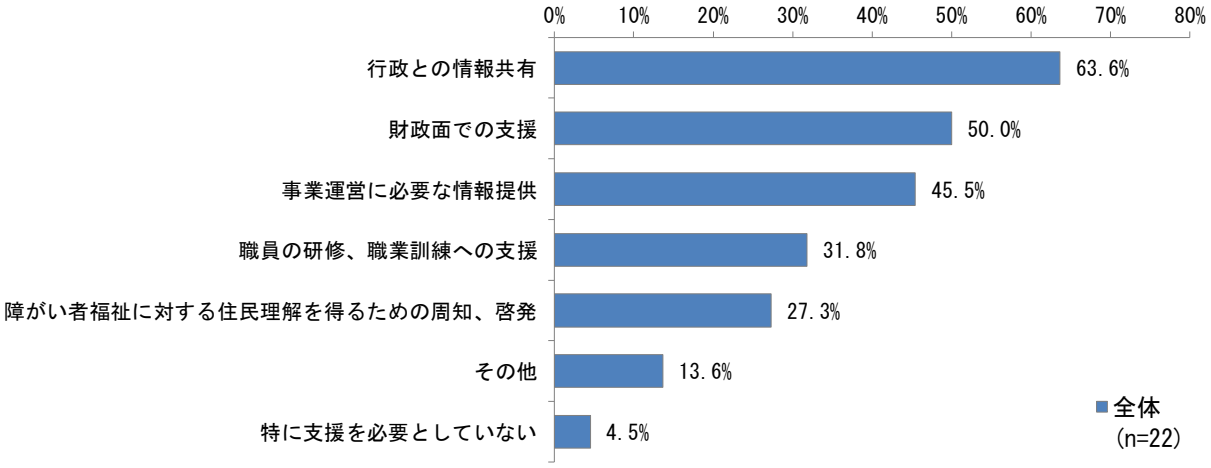

第２部　障がい者プラン

第１章　基本理念・施策体系

１　基本理念

障がい者と健常者と共に地域の一員として、地域で自立して暮らしていくためには、地域で「支えあう」心、「解りあう」心、お互いを「認めあう」ところから始め、清水が湧く嘉島町では、そのような心（愛）も湧き出る町を目指し、「ささえあい、わかりあい、みとめあい、あい（愛）の湧き出る 嘉島町」の基本理念のもと、障がい者施策の推進を図ってきました。

本計画においても、前計画の基本理念を継承し、障がいのある人もない人も地域の中で自立した生活を送り、すべての人々が社会の一員としてお互いを尊重して支えあい尊厳をもちながら生き生きと暮らしていくことができる地域社会の実現を目指し、施策の推進を図ります。

●●● 基本理念 ●●●

ささえあい、わかりあい、みとめあい、
あい（愛）の湧き出る　嘉島町

２　施策体系

基本理念	基本目標	取組内容
ささえあい、わかりあい、みとめあい、あい（愛）の湧き出る　嘉島町	基本目標１ 啓発・広報活動の推進	（１）啓発・広報活動の推進 （２）福祉教育の推進
	基本目標２ 権利擁護の推進及び虐待の防止、差別の解消	（１）権利擁護の推進及び虐待の防止 （２）障がいを理由とする差別の解消の推進
	基本目標３ 教育・療育の充実	（１）就学前の保育・療育・教育の充実 （２）就学後の教育・育成の充実 （３）インクルーシブ教育の推進 （４）専門職種の育成・確保
	基本目標４ 雇用・就業支援の推進	（１）就労に関する相談支援体制の充実 （２）障がいのある人の就労支援
	基本目標５ 保健・医療の充実	（１）障がいの原因となる疾病等の予防・治療 （２）保健・医療・福祉の連携体制の強化 （３）精神保健知識の普及・啓発 （４）こころの健康づくりの推進
	基本目標６ 生活支援・相談支援の充実	（１）相談体制の拡充 （２）生活支援サービスの充実 （３）障がい児支援の充実 （４）経済的自立の支援
	基本目標７ 生活環境の整備	（１）町営住宅、建築物、歩行空間等のバリアフリー化の推進 （２）地域の見守り体制の整備 （３）災害時に備えた体制づくり
	基本目標８ 情報・コミュニケーションの支援の充実	（１）情報バリアフリー化の推進 （２）意思疎通（コミュニケーション）支援体制の充実

第２章　施策の展開

１　啓発・広報活動の推進

障がいのある人への差別や偏見のない共生社会を実現するために、全ての町民が障がい者への理解を深め、こころのバリアフリーの実現を推進します。

障がいや障がいのある人への正しい理解を深め、ノーマライゼーションの理念を浸透させるため、広報紙、ホームページの積極的な活用をはじめ、あらゆる機会と媒体を活用した啓発・広報活動を推進します。

障がいのある人とない人との交流機会をもち、障がいのある人への理解を深め、障がい者に対する差別や偏見の解消に努めます。

（１）啓発・広報活動の推進

① 周知・啓発の充実

障がいのある人が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて、障がいの特性や障がいのある人に対する理解を促進します。また、広報紙やホームページにおいては、文章やレイアウトなどわかりやすく紹介します。

② 説明会や研修会の実施

施設や事業所などの関係機関との連携により、説明会や研修会を実施し、各種サービスなどの周知に努めます。

③ 障がい者マークの普及

「耳マーク」、「ハート・プラスマーク」など、障がい者に関するマークが正しく理解され、適切な配慮や支援が行われるようホームページ等で周知を図ります。

【障がい者に関するマークについて】

障がい者に関するマークには、障がいのある方に配慮した施設であることやそれぞれの障がいについて分かりやすく表示するため、様々なものがあります。

シンボルマークには、国際的に定められたものや、各障がい者団体が独自に提唱しているものもあります。

【耳マーク】 	聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。

【ハート・プラスマーク】 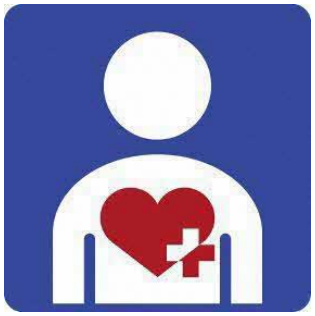	「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮について御理解、御協力をお願いいたします。

【障がい者のための国際シンボルマーク】 	障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。 ※このマークは「全ての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。

【盲人のための国際シンボルマーク】 	世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。

【身体障がい者標識】 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

【聴覚障がい者標識】 	聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

【オストメイトマーク】 	人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。

【ほじょ犬マーク】	身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。 身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。 補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。 お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。

（２）福祉教育の推進

① 学校における福祉教育の充実

優しい心と思いやりの心を持ち、お互い助け合う風土を育むため、ボランティア体験や福祉体験などを行い、学校における福祉教育の充実に努めます。

② 地域における福祉教育の推進

地域住民の福祉への関心を高めるため、人権啓発事業開催などに際し、地域における福祉教育を推進します。

③ 心のバリアフリーの推進

地域に住む全ての人の尊厳が守られ、お互いがお互いを尊重し、認め合い、差別や偏見のない地域で暮らすことができるよう、心のバリアフリーの実現に向け、広報・啓発に努めます。

④ 発達障がいへの理解の促進

発達障がいのある人や子どもの特性を理解し、特性に応じた早期治療・適切な支援につながるよう、広報紙やパンフレット等を通じて情報提供を行い、発達障がいに対する理解促進を図ります。

⑤ 精神保健福祉に関する知識の普及・啓発

精神保健福祉についての知識・理解を深めるために、広報紙等による啓発活動に努めます。

２　権利擁護の推進及び虐待の防止、差別の解消

社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者や町民の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障がいのある人の差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法や県が制定した「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」等の実効性ある施行を図ります。

また、障害者虐待防止法等の適正な運用を通じて障がいのある人の虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図り、障がいのある人の権利擁護のための取組を推進します。

（１）権利擁護の推進及び虐待の防止

① 虐待防止に関する啓発

広報紙やパンフレットなどを活用して、障がいのある人に対する虐待防止について広く周知します。

② 虐待に関する相談支援の充実

相談体制などの充実を図ることにより、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見に取り組みます。

③ 成年後見制度の利用の促進

成年後見制度の周知に取り組むとともに、制度の利用の意向がある場合には、関係機関と連携して、必要な支援を行います。

（２）障がいを理由とする差別の解消の推進

① 障害者差別解消法の周知

障害者差別解消法の周知により、差別行為の認識をはじめ、障がいのある人に対する認識を深め、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

② 障害者雇用促進法の周知・啓発

雇用の分野における障がいのある人に対する差別的取扱いの禁止等を定めた障害者雇用促進法について、関係機関と連携し周知・啓発を図ります。

３　教育・療育の充実

障がい児や発達に支援が必要な子どもを発達支援センター（療育センター）の活用及び保健センター等との連携により早期発見します。また、子どもの障がい特性や発達段階、生活の状況等に応じて、保健・医療・福祉・教育などの各専門分野と連携し、総合的かつ継続的な相談・支援を行っていくための体制の充実に取り組みます。

（１）就学前の保育・療育・教育の充実

① 切れ目のない支援体制の構築

障がい児の発達を支援するために、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制について、上益城圏域自立支援協議会において検討するとともに、研修等の支援を行います。

② 相談体制の充実

保健指導を必要とする乳幼児とその保護者に、継続した相談援助ができるよう発達相談などの相談指導体制を充実します。

③ 障がい児支援事業の充実

障害福祉サービスや障害児通所支援を通じて、障がいのある子どもの在宅生活を支援するとともに、保護者などへの負担軽減を図ります。

④ 障がいのある子どもの受入れの推進

保育園などにおける障がいのある子どもの受入れ体制を充実します。

⑤ 保護者への子育て支援

障がいのある子どもの保護者に対し、学習の場の提供や、保護者同士の交流・活動を促進し、育児への不安や悩みを解消するとともに、精神的負担の軽減が図られるよう、保護者への子育て支援に努めます。

（２）就学後の教育・育成の充実

① 個々のニーズに対応できる体制づくりの構築

就学相談や教育相談、療育センターによる巡回相談等により、個々のニーズに円滑に対応できる体制づくりに努めます。

② 関係機関等との連携強化

通常学級の中で特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して、適切な教育が提供できるよう、幼稚園や小・中学校の特別支援教育コーディネーター等との連携を強化します。

（３）インクルーシブ教育の推進

① 多様な学び場の充実

「合理的配慮」を含む必要な支援を受けながら、同じ場で学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校における通常学級、通級による指導、特別支援学級から特別支援学校へとつながる「多様な学びの場」の充実を図ります。

② 特別支援教育体制の推進

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の成長や自立に向けた主体的な取組を支援するため、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を推進しています。

③ いじめ等の防止

「いじめ防止基本方針」等に則り、発達障がいを含む、障がいのある児童生徒の特性を踏まえ、いじめ等の防止や早期発見等のための適切な支援を行います。

４　雇用・就業支援の推進

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、総合的な支援を推進します。

ハローワークや企業等との連携を緊密化し、就労支援ネットワークを充実するとともに、就労面と生活面の一体的な就労支援サービスを提供します。また、福祉施設から一般就労への移行を促進し、就労後も安心して働き続けるための支援を引き続き行います。

（１）就労に関する相談支援体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して働き続けられるように、身近な地域において就労面と生活面を一体的に支援することによって、障がいのある人の一般就労を促進します。

（２）障がいのある人の就労支援

① 雇用の促進のための情報提供

事業所等における障がいのある人の雇用に関する情報及び就労継続支援Ａ型、Ｂ型事業所に関する情報の提供などを行い、就労の場の拡大に努めます。

② 職場における合理的配慮の提供義務等の周知

改正障害者雇用促進法、改正障害者差別解消法等を踏まえ、法に盛り込まれた、障がいのある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓発に努めます。

③ 官公需における受注機会の拡大

障がい者就労施設などへ優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層すすめるとともに、施設などでの生産品の販売等を支援します。

５　保健・医療の充実

障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、相談・助言の充実を図るとともに、予防・治療が可能である障がいの原因となる疾病等について、早期発見に努めるとともに、適切な医療サービスの提供を促進します。

また、精神障がい者が地域で暮らせる環境づくりに取り組むことにより、入院中の精神障がい者の退院、地域移行を促進します。

（１）障がいの原因となる疾病等の予防・治療

① 疾病の予防

障がいの原因となる糖尿病等の生活習慣病の発症を予防するとともに、重症化を予防するため、栄養・食習慣、運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療機関等との連携の推進、強化をはかり、健康診査・保健指導等の実施に取り組みます。

② 疾病の早期発見・早期対応

妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施により、障がいの原因となる疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。

（２）保健・医療・福祉の連携体制の強化

① 連携体制の強化

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して在宅療養をしていくために、医療機関や介護事業者、福祉事務所等の関係者が、協働で障がいのある人や家族を支える仕組みづくりを推進し、医療機関等と福祉、保健の連携を強化します。

② 医療的ニーズへの対応

医療的ニーズの高い障がいのある人や障がいのある子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を実施するため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図ります。

（３）精神保健知識の普及・啓発

① 医療機関との連携

精神障がいに関する正しい理解を啓発し、うつ病などの早期発見・早期受診を促進します。また、相談体制の充実を図るため、医療機関との連携を推進します。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ケースワーカーをはじめとする関係機関と連携を図るなど、多方面あるいは専門的な意見を基に、地域移行に向けた支援のあり方を検討していきます。

また、精神に障がいのある人が地域の一員として安心した暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し、熊本県や上益城圏域の各自治体等と協議・検討します。

（４）こころの健康づくりの推進

学校や地域におけるこころの健康に関する相談等の機会の充実により、町民のこころの健康づくりを推進するとともに、精神疾患の早期発見の機会の確保・充実を図ります。

６　生活支援・相談支援の充実

障がいの有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とし、身近な場所において必要な日常生活、社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保され、障がいのある人及び障がいのある子どもが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の支援を行います。

（１）相談体制の拡充

① 相談支援の充実

障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な障がい種別に対応する総合的な相談支援の充実に努めます。

② 適切な支給決定

障がいのある人個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成の促進等、当事者の支援の必要に応じた適切な支給決定に努めます

また、相談などで得た個人情報については、「嘉島町個人情報保護条例」等による趣旨を踏まえ、適切に管理します。

（２）生活支援サービスの充実

① 福祉サービスの充実

障がいのある人の地域生活・在宅生活を支えるため、訪問系サービスや日中活動系サービス等の充実に努めるとともに、サービスの質の向上に向けた取組を推進します。

② グループホームの充実

障がいのある人が地域で自立した暮らしが送れるよう、グループホームの必要な量を確保するため、近隣自治体や事業者等と連携し、提供体制についての検討を進めていきます。

③ 地域生活支援事業の推進

地域の実情に応じて展開する地域生活支援事業については、障がい者が、自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、事業の充実を図るとともに、介護保険事業との連携を図りながら、障がいのある人のニーズに対応した各種サービスの提供や、サービス利用者が安心して地域生活が送れるよう、関係機関との連携強化を図ります。

④ 福祉サービスの質の向上

利用者本位のサービスが提供され、障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、事業者間での情報の共有や行政と事業者との連携を図り、質の高いサービスの提供が行えるよう支援します。

（３）障がい児支援の充実

障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられるよう、療育等の支援を行う児童発達支援や、居宅介護、短期入所、障がい児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供するとともに、障がい児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援の提供に努めます。

また、障がい児について情報提供や相談支援等により、その家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障がい児について、居宅介護や短期入所、児童発達支援等、在宅支援の充実に努めます。

（４）経済的自立の支援

障がいのある人が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業の促進に関する施策や年金及び諸手当の給付並びに各種の優遇措置に関する情報提供を行うとともに、受給資格者に対し不利益が生じないよう、手続きに関し、確実な情報提供に努めます。

７　生活環境の整備

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある人のための住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある人に配慮したまちづくりに努めます。

（１）町営住宅（災害公営住宅）、建築物、歩行空間等のバリアフリー化の推進

バリアフリー法に基づく、不特定多数の者や、主として高齢者、障がい者が利用する一定の建築物の新築時等における建築物移動等円滑化基準や、「ユニバーサルデザイン」の考え方を基本に、バリアフリー化を促進します。

（２）地域の見守り体制の整備

一人暮らしの障がい者や災害時に支援が必要な障がいのある人の安全・安否確認のため、見守りや声かけ等を行うとともに、地域福祉ネットワークを充実するなかで、様々な悩みを抱えている地域住民の情報把握に努め、各種福祉活動団体や個人が把握している情報の共有化を図ります。

（３）災害時に備えた体制づくり

① 避難支援体制の強化

日頃から災害に対する備えと災害時の対応について、普及・啓発に努めるとともに、災害時要援護者の避難支援体制については、「嘉島町災害時要援護者避難支援計画」に基づき実施します。災害時に自分で避難することや身を守ることが難しい人のうち、支援の必要性が高い障がいのある人等に対する災害時の安否確認体制について、引き続き整備します。

② 避難所等における支援

避難所について、障がいのある人が安心して過ごせるように、物資の備蓄や生活環境の整備を行います。

（４）消費者保護の実施

障がい者の消費者トラブルに関する情報の収集・発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障がい者の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。

８　情報・コミュニケーションの支援の充実

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

（１）情報バリアフリー化の推進

障がいの有無を問わず情報を得ることができるよう、ウェブサイトや印刷物の定期的な更新による内容の充実等、情報バリアフリーを推進します。

また、必要な情報を必要な人に確実に届ける仕組みづくりによる、情報バリアフリーも推進します。

（２）意思疎通（コミュニケーション）支援体制の充実

障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対して、手話通訳者等の派遣、設置等による支援を行うほか、手話通訳者等の養成研修等を実施するなど、コミュニケーション支援を行います。

また、意思伝達装置などの補装具及び日常生活用具の利用を促進します。

第３部　障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第１章　基本的事項

１　基本的理念

第７期障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の７点を基本的理念とします。

（１）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（２）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等に対してサービスの充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続きサービスの均てん化を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを、引き続き周知し障害福祉サービスの活用を促します。

（３）入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障がい福祉事業所等の地域資源と共に提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

（６）障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいきます。

（７）障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図ります。

２　障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障がい福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

１　必要とされる訪問系サービスの保障
２　希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
３　グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
４　福祉施設から一般就労への移行等の推進
５　強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実
６　依存症対策の推進

３　相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を下記の点に配慮し、図っていきます。

１　相談支援体制の充実・強化
２　地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
３　発達障がい者等に対する支援
４　協議会の活性化

４　障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児支援については、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を下記の点に配慮し、進めていきます。

１　地域支援体制の構築
２　保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
３　地域社会への参加・包容の推進
４　特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
５　障がい児相談支援の提供体制の確保

第２章　前期計画の障害福祉サービス等の実績

※令和５年度は８月現在の実績となります。

１　訪問系サービス

居宅介護については計画を下回って推移しています。その他のサービスの利用実績はない状況です。

種類	年度	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	単位	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
居宅介護	実績	2	39	1	36	2	39
	計画	3	45	3	50	4	55
	差異	▲1	▲6	▲2	▲14	▲2	▲16
重度訪問介護	実績	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	0	0	0	0
	差異	0	0	0	0	0	0
同行援護	実績	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	0	0	0	0
	差異	0	0	0	0	0	0
行動援護	実績	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	0	0	0	0
	差異	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	実績	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	0	0	0	0
	差異	0	0	0	0	0	0

２　日中活動系サービス

短期入所（福祉型）が計画を大幅に上回っている一方、就労継続支援Ａ型が計画を大幅に下回って推移しています。

種類	年度	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
生活介護	実績	14	287	14	289	13	232
	計画	13	270	14	300	15	330
	差異	1	17	0	▲11	▲2	▲98

種類	年度	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
自立訓練（機能訓練）	実績	0	0	0	0	0	0
	計画	1	23	1	23	1	23
	差異	▲1	▲23	▲1	▲23	▲1	▲23
自立訓練（生活訓練）	実績	1	23	2	25	2	23
	計画	2	30	2	40	2	40
	差異	▲1	▲7	0	▲15	0	▲17
就労移行支援	実績	1	22	2	34	2	38
	計画	1	23	1	23	1	23
	差異	0	▲1	1	11	1	15
就労継続支援（Ａ型）	実績	12	249	11	235	12	203
	計画	20	380	25	450	30	550
	差異	▲8	▲131	▲14	▲215	▲18	▲347
就労継続支援（Ｂ型）	実績	14	220	13	257	13	205
	計画	14	200	16	220	17	240
	差異	0	20	▲3	37	▲4	▲35
就労定着支援	実績	1	－	1	－	1	－
	計画	0	－	1	－	1	－
	差異	1	－	0	－	0	－
療養介護	実績	2	－	2	－	2	－
	計画	2	－	2	－	2	－
	差異	0	－	0	－	0	－
短期入所（福祉型）	実績	2	34	8	27	3	27
	計画	1	4	1	4	1	4
	差異	1	30	7	23	2	23
短期入所（医療型）	実績	1	7	1	4	1	4
	計画	1	4	1	4	1	4
	差異	0	3	0	0	0	0

３　居住系サービス

全てのサービスで計画を下回って推移しています。

種類	年度	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
自立生活援助	実績	0	－	0	－	0	－
	計画	1	－	1	－	1	－
	差異	▲1	－	▲1	－	▲1	－
共同生活援助	実績	7	－	8	－	7	－
	計画	8	－	8	－	8	－
	差異	▲1	－	0	－	▲1	－
施設入所支援	実績	6	－	6	－	5	－
	計画	7	－	7	－	7	－
	差異	▲1	－	▲1	－	▲2	－

４　相談支援

おおむね、全てのサービスで計画を下回って推移しています。

種類	年度	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
計画相談支援	実績	18	－	17	－	12	－
	計画	14	－	15	－	16	－
	差異	4	－	2	－	▲4	－
地域移行支援	実績	0	－	0	－	0	－
	計画	1	－	1	－	1	－
	差異	▲1	－	▲1	－	▲1	－
地域定着支援	実績	0	－	0	－	0	－
	計画	1	－	1	－	1	－
	差異	▲1	－	▲1	－	▲1	－

５　障害児通所支援・障害児相談支援

放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援が計画を大幅に上回っている一方、児童発達支援が計画を下回って推移しています。

種類	年度	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
児童発達支援	実績	33	173	35	171	28	198
	計画	34	200	39	250	44	300
	差異	▲1	▲27	▲4	▲79	▲16	▲102
医療型児童発達支援	実績	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	0	0	0	0
	差異	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実績	56	601	66	665	76	687
	計画	48	500	53	550	58	600
	差異	8	101	13	115	18	87
保育所等訪問支援	実績	6	8	16	18	7	12
	計画	1	6	1	7	1	8
	差異	5	2	15	11	6	4
居宅訪問型 児童発達支援	実績	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	0	0	0	0
	差異	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	実績	31	－	33	－	27	－
	計画	25	－	30	－	35	－
	差異	6	－	3	－	▲8	－

第３章　障害福祉サービス等の提供体制に係る目標（成果目標）

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針
・令和４年度末時点の施設入所者数の６％以上が令和８年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。 ・令和８年度末の施設入所者数を令和４年度末時点の施設入所者数から５％以上削減することを基本とする。

<table>
<tr><th colspan="4">町の成果目標</th></tr>
<tr><td>成果目標の考え方</td><td colspan="3">(1)施設入所者数の６％（１人）を地域生活へ移行すべきとされていますが、本町の実情を考慮して、令和８年度末時点の地域移行者数を令和４年度施設入所者数のうち１人（16.7%移行）とします。
(2)施設入所者数の５％以上（１人）を削減すべきとされていますが、本町の実情を考慮して、令和８年度末時点の施設入所者数を５人(16.7%削減）とします。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目標値</td><td>項目</td><td>基準値</td><td>目標値</td></tr>
<tr><td>(1)地域移行者数</td><td rowspan="2">令和４年度末時点
施設入所者数　６人</td><td>令和８年度末までに
１人（16.7%移行）</td></tr>
<tr><td>(2)施設入所者数</td><td>令和８年度末時点で
５人（16.7%削減）</td></tr>
</table>

【各年度目標値】

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
(1)地域移行者数	０人	０人	１人
(2)施設入所者数	５人	５人	５人

２　地域生活支援の充実

国の基本指針
(1)令和８年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年１回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 (2)令和８年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進めることを基本とする。

町の成果目標	
成果目標の考え方	(1) 上益城圏域で地域生活支援拠点１か所整備しており、年１回以上運用状況を検証、検討を行います。 (2)令和８年度末までに強度行動障がいを有する者に関して支援ニーズを把握し、上益城圏域で支援体制の整備を進めます。

【地域生活支援拠点等の整備手法のイメージ】

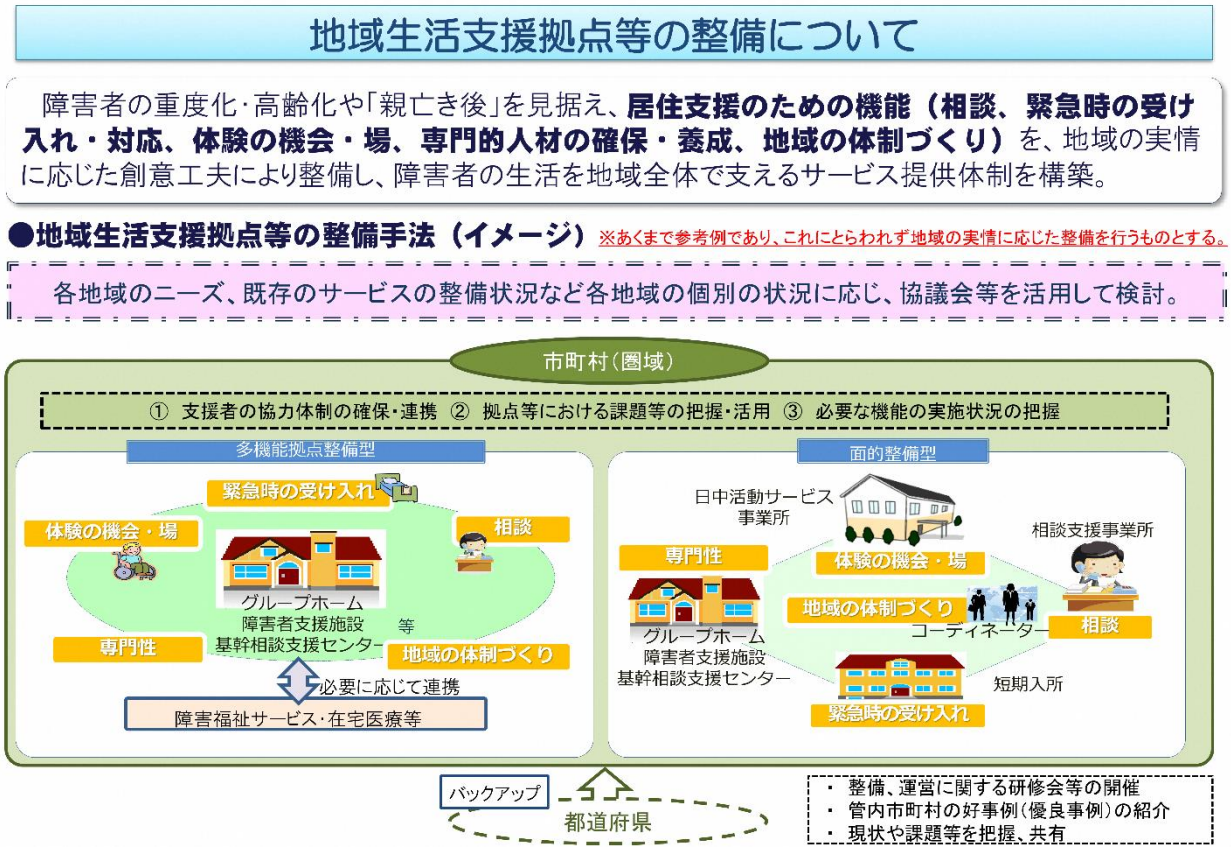

３　福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針
(1)福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和８年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和３年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。 (2)就労移行支援事業は、令和３年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。 (3)就労継続支援Ａ型事業は、令和３年度の一般就労への移行実績の 1.29 倍以上を目指すことを基本とする。 (4)就労継続支援Ｂ型事業は、令和３年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上を目指すことを基本とする。 (5)就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることを基本とする。 (6)就労定着支援事業所の利用者数については、令和８年度の利用者数を令和３年度実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。 (7)就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることを基本とする。

町の成果目標				
成果目標の考え方	(1)令和８年度の福祉施設から一般就労への移行者数について２人を目標とします。 (2)～(4)本町の実情を考慮し、一般就労への移行者については就労移行支援、就労継続支援Ａ型利用者からの移行を各１人見込みます。			
目標値	項目		基準値	目標値
	(1)福祉施設から一般就労への移行者数		令和３年度 ０人	**令和８年度２人**
	事業別	(2)就労移行支援事業のみ	令和３年度 ０人	**令和８年度１人**
		(3)就労継続支援Ａ型のみ	令和３年度 ０人	**令和８年度１人**
		(4)就労継続支援Ｂ型のみ	令和３年度 ０人	**令和８年度０人**

町の成果目標	
成果目標の考え方	(5)上益城圏域内で就労移行支援事業を実施する事業所と連携し、目標達成に努めます。 (6)、(7)就労定着支援事業を実施する事業所と連携し、目標達成に努めます。

４　障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針
(1) 令和８年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 (2)令和８年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。 (3)令和８年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。 (4)令和８年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

町の成果目標	
成果目標の考え方	(1)上益城圏域で児童発達支援センターの設置は完了しています。 (2)上益城圏域で、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築しています。 (3)令和８年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を上益城圏域において１か所以上確保します。放課後等デイサービス事業所は上益城圏域において１か所以上確保しています。 (4)令和８年度末までに、上益城圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、町単独で、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

５　相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
(1)令和８年度末までに各市町村又は圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努めることを基本とする。 (2)協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保することを基本とする。

町の成果目標	
成果目標の考え方	(1)令和８年度末までに上益城圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置します。 (2)協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保します。

６　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針
(1)令和８年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを基本とする。

町の成果目標	
成果目標の考え方	(1)令和８年度末までに本町において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

第４章　活動指標

１　障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援拠点等

（１）訪問系サービス

① 居宅介護

内容	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
主な対象者	障害支援区分が区分１以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である人。
見込量設定の考え方	利用人数は国の示す推計方法で算出し、利用時間は実績から１人当たり 23 時間として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
時間/月	39	36	39	46	46	46
人/月	2	1	2	2	2	2

② 重度訪問介護

内容	自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
主な対象者	重度の肢体不自由者や知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある者であって常時介護が必要な人。（障害支援区分４以上）
見込量設定の考え方	利用実績がなく、ニーズもないことから、見込量を 0 人と設定しています。

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
時間/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

③ 同行援護

内容	外出時に対象者に同行し、視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
主な対象者	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者。
見込量設定の考え方	利用実績がなく、ニーズもないことから、見込量を０人と設定しています。

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
時間/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

④ 行動援護

内容	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
主な対象者	知的障がい又は精神障がい等により著しく行動が制限され、常時介護が必要とされる人。（障害支援区分３以上）
見込量設定の考え方	利用実績がなく、ニーズもないことから、見込量を０人と設定しています。

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
時間/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

⑤ 重度障害者等包括支援

内容	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。
主な対象者	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い者（障害支援区分６）で、 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、ＡＬＳ患者など呼吸管理が必要な身体障がい者及び最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者
見込量設定の考え方	利用実績がなく、ニーズもないことから、見込量を 0 人と設定しています。

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
時間/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

（２）日中活動系サービス

① 生活介護

内容	主として昼間において、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
主な対象者	常に介護を必要とする方で、 ①49 歳以下の場合は障害支援区分３以上（施設入所の場合は区分４以上） ②50 歳以上の場合は、障害支援区分２以上（施設入所は区分３以上）
見込量設定の考え方	利用人数は国の示す推計方法で算出し、利用日数は実績から１人当たり約 20 日として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人日/月	287	289	232	278	278	278
人/月	14	14	13	14	14	14

② 自立訓練（機能訓練）

内容	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
主な対象者	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人。
見込量設定の考え方	利用実績はありませんでしたが、１人の利用を見込んでいます。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人日/月	0	0	0	23	23	23
人/月	0	0	0	1	1	1

③ 自立訓練（生活訓練）

内容	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
主な対象者	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人。
見込量設定の考え方	利用人数は国の示す推計方法で算出し、利用日数は実績から１人当たり 12 日として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人日/月	23	25	23	24	24	24
人/月	1	2	2	2	2	2

④ 就労選択支援

内容	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
主な対象者	新たに就労継続Ａ型事業を利用する意向の者 新たに就労継続Ｂ型事業を利用する意向の者 標準利用期間を超えて就労移行の利用を更新する者
見込量設定の考え方	新たなサービスで、ニーズが不確定なため、見込量を０人と設定しています。

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人日/月	－	－	－	－	0	0
人/月	－	－	－	－	0	0

⑤ 就労移行支援

内容	一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
主な対象者	就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障がい者。
見込量設定の考え方	利用人数は国の示す推計方法で算出し、利用日数は実績から１人当たり約 14 日として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人日/月	22	34	38	37	37	37
人/月	1	2	2	2	2	2

⑥ 就労継続支援Ａ型

内容	一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約あり）
主な対象者	企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障がい者。
見込量設定の考え方	利用人数は国の示す推計方法で算出し、利用日数は実績から１人当たり約 20 日として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人日/月	249	235	203	256	275	295
人/月	12	11	12	13	14	15

⑦ 就労継続支援Ｂ型

内容	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約なし）
主な対象者	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人等
見込量設定の考え方	利用人数は国の示す推計方法で算出し、利用日数は実績から１人当たり約 17 日として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人日/月	220	257	205	244	244	244
人/月	14	13	13	14	14	14

⑧ 就労定着支援

内容	一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通し就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
主な対象者	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人。
見込量設定の考え方	国の示す推計方法で利用人数を算出しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/月	1	1	1	1	1	1

⑨ 療養介護

内容	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。
主な対象者	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で ①ＡＬＳ患者など呼吸管理を行っている障がい支援区分６の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障がい支援区分５以上の人
見込量設定の考え方	国の示す推計方法で利用人数を算出しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/月	2	2	2	2	2	2

⑩ 短期入所（福祉型）

内容	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
主な対象者	障害支援区分が区分１以上の人 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分１以上に該当する児童
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から１人当たり７日として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人日/月	34	27	27	20	27	34
人/月	2	8	3	3	4	5

⑪ 短期入所（医療型）

内容	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
主な対象者	遷延性意識障がい児・障がい者、ＡＬＳ患者等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・障がい者等。
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から１人当たり４日として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人日/月	7	4	4	4	4	4
人/月	1	1	1	1	1	1

（３）居住系サービス

① 自立生活援助

内容	定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。
主な対象者	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者でひとり暮らしを希望する人等。
見込量設定の考え方	利用実績がなく、ニーズもないことから、見込量を 0 人と設定しています。

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/月	0	0	0	0	0	0

② 共同生活援助

内容	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
主な対象者	障がい者（身体障がいのある人にあっては、65 歳未満の人又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出しました。また、重度障がい者の利用者数を 2 人と設定しています。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/月	7	8	7	8	9	10

【重度障がい者の利用者数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/月	－	－	－	2	2	2

③ 施設入所支援

内容	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
主な対象者	生活介護利用者のうち、障害支援区分４以上の人（50 歳以上の場合は区分３以上） 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/月	6	6	5	5	5	5

（４）相談支援

① 計画相談支援

内容	ア）サービス利用支援 障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 イ）継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
主な対象者	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者。 障害福祉サービスを利用する 18 歳未満の障がい者。
見込量設定の考え方	障害福祉サービス等を利用する場合は基本的に利用するというサービスの特性を踏まえて、見込量を設定しました。
確保方策	サービスの性質上、月によって利用人数が変動しますが、利用希望に対して柔軟に相談支援を行える体制を確保します。

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/月	18	17	12	17	17	17

② 地域移行支援

内容	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
主な対象者	障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者。 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者。
見込量設定の考え方	利用実績がなく、ニーズもないことから、見込量を０人と設定しています。

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/月	0	0	0	0	0	0

③ 地域定着支援

内容	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。
主な対象者	居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者。
見込量設定の考え方	利用実績がなく、ニーズもないことから、見込量を０人と設定しています。

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/月	0	0	0	0	0	0

（５）地域支援拠点等

内容	①令和８年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）する。 ②その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年１回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。 ③令和８年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進める。
確保方策	①上益城圏域で地域生活支援拠点１か所整備しています。 ②その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証、検討しています。上益城圏域で協議し、令和８年度末までにコーディネーターを配置します。 ③上益城圏域圏域内で協議し、令和８年度末までに強度行動障がいを有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

① 地域生活支援拠点等の整備

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	１か所	１か所	１か所

② コーディネーターの配置、検証及び検討の実施回数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
検証及び検討の実施回数	１回	１回	１回
コーディネーターの配置人数	０人	０人	１人

③ 強度行動障がいを有する者への支援体制の整備

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
強度行動障がいを有する者への支援体制	０か所	０か所	１か所

２　障がい児支援

（１）障害児通所支援、障害児相談支援

① 児童発達支援

内容	未就学の障がい児に対し、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
主な対象者	未就学の障がい児。
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から１人当たり約６日として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第２期計画期間（実績）			第３期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人日/月	173	171	198	188	211	235
人/月	33	35	28	32	36	40

② 医療型児童発達支援

内容	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
主な対象者	未就学の肢体不自由のある児童。
見込量設定の考え方	利用実績はありませんでしたが、１人の利用を見込んでいます。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第２期計画期間（実績）			第３期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人日/月	0	0	0	7	7	7
人/月	0	0	0	1	1	1

③ 放課後等デイサービス

内容	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障がい児の自立を促進します。
主な対象者	就学中の障がい児。
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から１人当たり約 10 日として見込量を設定しました。また、近年の状況を踏まえ、増加傾向で見込みました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第２期計画期間（実績）			第３期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人日/月	601	665	687	828	879	931
人/月	56	66	76	80	85	90

④ 保育所等訪問支援

内容	保育所等を訪問し、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
主な対象者	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児。
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から１人当たり約１日として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第２期計画期間（実績）			第３期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人日/月	8	18	12	10	11	13
人/月	6	16	7	8	9	10

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

内容	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
主な対象者	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、外出が困難な児童。
見込量設定の考え方	利用実績がなく、ニーズもないことから、見込量を０人と設定しています。

単位	第２期計画期間（実績）			第３期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人日/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

⑥ 障害児相談支援

内容	ア）障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 イ）継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
主な対象者	障害児通所サービスを希望する児童。
見込量設定の考え方	障害児通所支援等の利用を希望する方は必ず利用するというサービスの特性を踏まえて量を見込みました。
確保方策	サービスの性質上、月によって利用人数が変動しますが、利用希望に対して柔軟に相談支援を行える体制を確保します。

単位	第２期計画期間（実績）			第３期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/月	31	33	27	35	37	39

（２）医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

内容	①令和８年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
確保方策	①令和８年度末までに、上益城圏域で協議し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

① コーディネーターの配置人数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
コーディネーターの配置人数	０人	０人	１人

３　発達障がい者等に対する支援

内容	①現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラム等の開催回数の見込みを設定する。 ②現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、現状のピアサポートの活動の実施回数の見込みを設定する。

① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の開催回数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ペアレントプログラム開催回数	１回	１回	１回
ペアレントトレーニング開催回数	１回	１回	１回

② ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ピアサポートの活動の実施回数	１回	１回	１回

４　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

内容	①市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の１年間の開催回数の見込みを設定する。 ②市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。 ③市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。 ④現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 ⑤現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 ⑥現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 ⑦現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 ⑧現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
協議の場の開催回数	１回	１回	１回

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
協議の場への関係者の参加者数	30 人	30 人	30 人

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	１回	１回	１回

④ 精神障がい者の地域移行支援利用者数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
精神障がい者の地域移行支援利用者数	１人/月	１人/月	１人/月

⑤ 精神障がい者の地域定着支援利用者数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
精神障がい者の地域定着支援利用者数	１人/月	１人/月	１人/月

⑥ 精神障がい者の共同生活援助利用者数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
精神障がい者の共同生活援助利用者数	１人/月	１人/月	１人/月

⑦ 精神障がい者の自立生活援助利用者数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
精神障がい者の自立生活援助利用者数	１人/月	１人/月	１人/月

⑧ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	１人/月	１人/月	１人/月

５　相談支援体制の充実・強化のための取組

内容	①基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。 ②基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。 ③協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。

① 基幹相談支援センターの設置の有無

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
基幹相談支援センターの設置	無	有	有

② 基幹相談支援センターによる支援

ア）地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
指導・助言件数	０件	０件	１件

イ）地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人材育成の支援件数	０件	０件	１件

ウ）地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
連携強化の取組の実施回数	０回	１回	１回

エ）個別事例の支援内容の検証の実施回数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
個別事例の支援内容の検証の実施回数	0 回	0 回	1 回

オ）基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
主任相談支援専門員の配置数	0 人	0 人	1 人

③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

ア）協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
事例検討実施回数	1 回	1 回	1 回

イ）協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
相談支援事業所の参加事業者・機関数	5 か所	5 か所	5 か所

ウ）協議会の専門部会の設置数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
協議会の専門部会の設置数	4 か所	4 か所	4 か所

エ）協議会の専門部会の実施回数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
協議会の専門部会の実施回数	12 回	12 回	12 回

６　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

内容	①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。 ②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。

① 都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
参加人数	１人	１人	１人

② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析

ア）事業所や関係自治体等と共有する体制の有無

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
共有する体制の有無	無	無	無

イ）共有する体制に基づく実施回数

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
共有する体制に基づく実施回数	０回	０回	０回

第５章　地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者、障がい児が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じた事業を実施することで、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらずすべての人が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断によって実施する任意事業によって構成されます。

本町が実施する地域生活支援事業は、以下のとおりです。

名称	実施事業
必須事業	（１）理解促進研修・啓発事業
	（２）自発的活動支援事業
	（３）相談支援事業
	（４）成年後見制度利用支援事業
	（５）成年後見制度法人後見支援事業
	（６）意思疎通支援事業
	（７）日常生活用具給付等事業
	（８）手話奉仕員養成研修事業
	（９）移動支援事業
	（１０）地域活動支援センター機能強化事業

（１）理解促進研修・啓発事業

内容	地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会や事業所訪問、イベントなどの啓発活動を行います。
主な対象者	地域住民
見込量設定の考え方及び確保方策	○事業実施に向けて検討していきます。

【実施の有無】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実施の有無	無	無	無	無	無	無

（２）自発的活動支援事業

内容	障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、障がい者やその家族、地域住民等による地域による自発的な取組を支援します。
主な対象者	障がい者、その家族、地域住民等
見込量設定の考え方及び確保方策	○事業実施に向けて検討していきます。

【実施の有無】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実施の有無	無	無	無	無	無	無

（３）相談支援事業

内容	障がい者や障がい児の保護者、介護者からの相談に対し、障がいに応じた必要な情報の提供や助言等を行います。
主な対象者	障がい者、障がい児の保護者、介護者等
見込量設定の考え方及び確保方策	○基幹相談支援センターを、上益城圏域共同で令和７年度までに設置します。 ○障害者相談支援事業については、事業所２か所で、今後も事業を実施できるように提供体制の維持に努めます。

① 障害者相談支援事業

【実施箇所数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
か所	2	2	2	2	2	2

【基幹相談支援センター設置の有無】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
設置の有無	無	無	無	無	有	有

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

【実施の有無】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実施の有無	無	無	無	無	有	有

③ 住宅入居等支援事業

【実施の有無】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実施の有無	無	無	無	有	有	有

（４）成年後見制度利用支援事業

内容	障害福祉サービスを利用する上で成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者に対し、成年後見制度の利用費用の補助を行い利用を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。
主な対象者	補助を受けなければ成年後見制度利用が困難である者
見込量設定の考え方及び確保方策	○事業の利用の希望があった場合に、適切に成年後見制度の利用を支援できるように、上益城地域成年後見制度利用促進協議会において情報共有しながら支援の提供体制の確保に努めます。

【年間実利用者数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/年	0	0	1	2	2	2

（５）成年後見制度法人後見支援事業

内容	障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援する事業です。
主な対象者	法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等
見込量設定の考え方及び確保方策	○上益城地域成年後見制度利用促進協議会において情報共有しながら、法人後見活動の支援を行います。

【実施の有無】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実施の有無	無	無	無	有	有	有

（６）意思疎通支援事業

内容	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
主な対象者	聴覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等
見込量設定の考え方及び確保方策	○手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、提供体制を確保する観点から、利用希望があった場合に対応できるように、提供体制の確保に努めます。 ○広報や窓口等で事業内容の周知を図り、サービス利用を促進します。

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

【年間実利用件数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
件/年	25	27	12	15	15	15

② 手話通訳者設置事業

【年間実設置見込み者数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/年	0	0	0	1	1	1

（７）日常生活用具給付等事業

内容	障がい者（児）や難病患者等で当該用具を必要とする人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行い、日常生活の便宜を図る事業です。 障がいの特性に合わせて国の定める６種の給付・貸与が行われます。
主な対象者	障がい者等であって当該用具を必要とする者
見込量設定の考え方及び確保方策	○排泄管理支援用具は、実績から令和８年度 195 件の利用と見込みました。 ○その他の用具については、第６期計画期間中の利用実績が０件である事業もありますが、提供体制の確保に努めます。 ○広報等で事業の周知を図り、障がい者の高齢化が進行する中で、日常生活の質の向上のために、事業を必要とする人に障がいの特性に応じた適切な給付に努めます。

① 介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マットその他の障がい者等の身体介護を支援する用具並びに障がい児が訓練に用いるいす等のうち、障がい者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの

【用具例】特殊寝台、特殊マット、移動用リフト等

【年間給付件数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
件/年	1	0	0	0	0	0

② 自立生活支援用具

入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置その他の障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

【用具例】入浴補助用具、Ｔ字状・棒状のつえ等

【年間給付件数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
件/年	0	2	0	1	1	1

③ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がい者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

【用具例】透析液加温器、ネブライザー（吸入器）等

【年間給付件数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
件/年	3	1	0	1	1	1

④ 情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭その他の障がい者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

【用具例】携帯用会話補助装置、視覚障がい者用拡大読書器等

【年間給付件数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
件/年	2	1	2	2	2	2

⑤ 排泄管理支援用具

ストーマ装具その他の障がい者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

【用具例】ストーマ装具（ストーマ用品等）、紙おむつ等

【年間給付件数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
件/年	192	178	147	161	177	195

⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【用具例】居宅生活動作補助用具

【年間給付件数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
件/年	1	1	0	1	1	1

（８）手話奉仕員養成研修事業

内容	手話で日常会話を行うのに必要な手話語い及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業です。
主な対象者	実施主体が適当と認めたもの
見込量設定の考え方及び確保方策	○聴覚障がい者の社会参加や自立の促進に必要なコミュニケーション支援を行う手話奉仕員の養成に向けて、町民への受講の啓発等を実施します。

【実養成講習修了者数（登録者数）】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/年	0	0	0	0	0	1

（９）移動支援事業

内容	身体、知的、精神等の障がいにより外出時の移動が困難な人に対し、外出の際の移動の支援を行います。
主な対象者	町が外出時に移動の支援が必要と認めた障がい者等
見込量設定の考え方及び確保方策	○障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するためにも、障がいのある人一人ひとりの障がい特性やニーズに対応できる受け皿の確保に努めます。 ○外出時の移動が困難な人に対し支援を行うことで、地域で安心して生活できるように、外出の際の移動の支援を行います。

【年間実利用者数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/年	1	1	1	2	2	2

【年間延べ利用時間数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
時間/年	46	42	38	40	42	44

（１０）地域活動支援センター機能強化事業

内容	障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化することで、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。
事業形態	○地域活動支援センターⅠ型 相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域社会の基盤との連携強化、地域ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。 ○地域活動支援センターⅡ型 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 ○地域活動支援センターⅢ型 地域の障がい者団体等が運営する、運営年数及び実利用人員が一定数以上の通所による援護事業などに対する支援を充実します。
見込量設定の考え方及び確保方策	○地域活動支援センターに通うことのできる障がいのある方の把握に努め、社会交流や生産活動の機会が提供できる体制の構築に努めます。 ○地域活動支援センターの周知を行い、利用ニーズの掘り起こしと理解の促進を図ります。

① 地域活動支援センターⅠ型

【自市町村での実施箇所数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
か所	0	0	0	0	0	0

【他市町村での利用箇所数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
か所	0	0	0	1	1	1

【自市町村での年間実利用者数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/年	0	0	0	0	0	0

【他市町村での年間実利用者数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/年	0	0	0	2	2	2

② 地域活動支援センターⅡ型

【自市町村での実施箇所数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
か所	0	0	0	0	0	0

【他市町村での利用箇所数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
か所	0	0	0	0	0	0

【自市町村での年間実利用者数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/年	0	0	0	0	0	0

【他市町村での年間実利用者数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/年	0	0	0	0	0	0

③ 地域活動支援センターⅢ型

【自市町村での実施箇所数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
か所	0	0	0	0	0	0

【他市町村での利用箇所数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
か所	3	2	2	2	2	2

【自市町村での年間実利用者数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/年	0	0	0	0	0	0

【他市町村での年間実利用者数】

単位	第６期計画期間（実績）			第７期計画期間（見込量）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/年	1	1	1	2	2	2

第６章　円滑な実施を確保するために必要な事項等

１　障がい者等に対する虐待の防止

町においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」に沿って、県、児童相談所、警察等関係機関をはじめ、民生委員、児童委員、人権擁護委員そして障がい者等から成るネットワークの活用、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要です。また、学校、保育所等、医療機関における障がい者を含む虐待防止の取組を推進するため、町と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して県の実施する障がい者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要があります。なお、町においては、引き続き、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障がい者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、関係機関と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を整えていきます。また、次に掲げる点に配慮し、障がい者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要です。

１　相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見
２　一時保護に必要な居室の確保
３　障害福祉サービス提供事業所等の従業者への研修
４　権利擁護の取組
５　精神障がい者に対する虐待の防止

２　障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障がい者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進に関しては、県による障がい者の文化芸術活動を支援するセンター及び広域的な支援を行うセンターにおける次の支援を推進します。

１　文化芸術活動に関する相談支援
２　文化芸術活動を支援する人材の育成
３　関係者のネットワークづくり
４　文化芸術活動に参加する機会の創出
５　障がい者の文化芸術活動の情報収集及び発信
６　その他地域の実情等を踏まえ実施すべき障がい者の文化芸術活動に関する支援等

３　障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、町において、障がい特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、精神、発達、高次脳機能、重度の身体障がいや難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図るため、次のような取組の実施を行います。

１　障がい特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等）のニーズを把握するための調査等 ２　ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成 ３　意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり（県による広域派遣や派遣調整等を含む） ４　遠隔地や緊急時等に対応するためのＩＣＴ機器等の利活用

４　障がいを理由とする差別の解消の推進

町は、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があるとともに、障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者は、障がいを理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応していきます。

５　利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所は、地域共生社会の考え方に基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの町民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、町はその支援を行うことが必要です。

また、日常的な地域とのつながりが災害発生時における障がい者等の安全確保につながるとともに、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要です。

さらに、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、障がい者等への支援に従事できるよう、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要です。

第４部　嘉島町成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度は、認知症や知的障がいなどの精神上の障害により判断能力が十分でない方の権利を守り、財産管理や生活・療養に必要な手続きなどを支援して本人を保護するものであり、本人が地域で生活する上で重要な手段の一つです。しかし、制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知機能の低下が見られる高齢者数や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数と比較して、少ない状況です。

このような状況のもと、成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、平成 28 年５月、「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行され、町は国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。

そこで町は、判断能力が十分でない方の権利擁護を推進するため、本項目を「嘉島町成年後見制度利用促進計画」に位置付け、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

１　現状

熊本県の令和４年１２月末の利用者数については、成年後見が3,026 人（約 70%）、保佐が 708 人（約 17%）、補助が 191 人（約 4%）、任意後見が 30 人（約 0.7%）となっており、利用者数はいずれも増加傾向にあります。なお、嘉島町の状況は以下のとおりです。

（１）嘉島町成年後見制度利用状況

	成年後見	保佐	補助	任意後見	利用者数
嘉島町	8	2	1	0	11

（２）嘉島町地域福祉権利擁護利用件数

	認知症 高齢者	知的 障がい者	精神 障がい者	その他	利用者数
嘉島町地域福祉権利擁護 （嘉島町社会福祉協議会）	1	0	2	0	3

（３）成年後見人等への報酬助成状況と見込み（嘉島町）

	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
件数（件）	0	1	2	2	2
助成額（千円）	0	220	360	360	360

（４）上益城地域成年後見制度利用促進に関する協定を締結

促進法に基づく成年後見制度利用促進に関する事業を上益城５町（御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町）が協働して実施するため、令和３年12月に上益城地域成年後見制度利用促進に関する協定（以下、「協定」という。）を締結しました。

（５）中核機関の設置

本町における成年後見制度の利用促進を推進するため、中心的な役割を担う中核機関を令和４年３月に嘉島町役場福祉課に設置しました。

中核機関として、家庭裁判所や関係機関と連携を図りながら、広報、相談、利用促進、後見人の支援等に関する事業を実施しました。

（６）上益城成年後見制度利用促進協議会の設置

促進法に基づく施策を運用するにあたり、関係機関との連携及び情報共有を推進するとともに、成年後見制度の利用促進を図るため、協定に基づき、令和４年３月に上益城成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置しました。

協議会の開催については、上益城５町で実施し、事業の進捗状況の報告を踏まえた意見交換を行いました。

（７）地域連携ネットワーク会議の開催

成年後見制度利用促進に関して、専門職団体や家庭裁判所などの関係機関と連携し、様々な課題や仕組みづくりを検討しました。

（８）成年後見制度の認知度向上

成年後見制度に関する広報記事やホームページへの掲載を行い、制度の普及啓発に努めるとともに、福祉の専門職向けに制度の利用促進に向けて研修会を実施しました。

２　課題

（１）広報周知の必要性

本制度は、認知症や知的障がいなどの精神上の障がいにより判断能力が十分でない方の権利を保障するためのものですが、町民への周知が不十分であると考えられます。周知方法や制度に関する関心を高めるための効果的で的確な広報周知が求められています。

（２）相談窓口の周知不足、相談機能整備が不十分

役場福祉課や町社会福祉協議会、地域包括支援センターで相談を受け付けていますが、町民への周知が不十分であると考えられます。また、相談機能をさらに充実させるため、対応する職員のさらなるスキルアップが求められています。

（３）経済的負担への不安感

申立て費用や後見人への報酬を実際以上に高額に思ったり、助成制度を知らない等、親族等の後見報酬等への認識が十分でなく、経済的負担を気にして申立てをためらうケースがあると考えられます。

（４）成年後見人等の担い手が不足

制度の周知不足や関心の低さ等から担い手が不足しているものと考えられます。関心を高めるため制度について周知することはもとより、成年後見人等の養成講座等の開催や法人後見等の体制の整備を検討していく必要があります。

３　具体的な施策

（１）成年後見制度利用促進のための段階的・計画的な取組の推進

各専門職団体や関係機関等と連携して、成年後見制度の仕組みや活用方法・相談窓口等を周知啓発するため、パンフレットの作成・配布、セミナーの開催等の広報啓発活動に勤めます。また、研修会等によりスキルアップを図り、相談機能の強化を図ります。

（２）成年後見制度の利用促進と後見人等への支援

利用者が制度のメリットを実感できるよう、専門職団体や家庭裁判所などと連携して、利用者のニーズに合った適切な成年後見人等の選任となるよう、受任調整に取り組みます。また、親族後見人などからの相談に応じるとともに、本人及び後見人等を支援する権利擁護支援チームの体制づくりや専門職団体などの協力を得られる体制づくりに取り組みます。さらに経済的な理由から成年後見制度の利用が困難な方に対し、申立て時に要する費用や、後見人等への報酬について適切な助成の検討を行います。本人または親族による申立てが困難な場合は、事実関係を確認し、適切に町長申立てを実施します。

（３）担い手の確保

今後の成年後見制度の利用促進の取組みも踏まえた需要に対応するため、成年後見人等の養成講座等の開催や法人後見等の体制の整備を検討していきます。

（４）地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援の必要な方の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制、意思決定・身上監護を重視した成年後見制度の運用に資する支援の役割を持つ地域連携ネットワークの構築を図ります。

地域連携ネットワークでは、法律や福祉の専門職団体や関係機関で構成され、関係機関の連携協力体制の強化と地域課題の調整・解決を行う「協議会」と、その運営・調整を行う「中核機関」が設置され、本人を中心とする「チーム」を支援する体制整備を行います。

中核機関では、次の４つの取組を継続します。

ⅰ）広報・啓発の強化
ⅱ）相談機能の強化
ⅲ）成年後見制度の利用促進
ⅳ）成年後見人等への支援

第５部　計画の推進

１　サービス利用支援体制の整備

（１）推進体制の充実

計画の推進に当たっては、庁内関係部局や国・県その他関係行政機関と連携しながら、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援などの様々な課題について、連絡・調整、政策検討を行うこととします。

また、本計画の推進状況の評価を行い、町、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

（２）適切な「支給決定」の実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受けることが必要ですが、18 歳以上の方については、その前に障害支援区分認定に係る調査を受け、審査会の判定に基づく、町からの「障害支援区分の認定」（非該当、区分１～６の６段階）を受ける仕組みが障害者総合支援法に定められています。

こうしたサービス利用の仕組みについて、町内の障がい者や家族などへの周知に努めるとともに、区分認定調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な障害支援区分の認定と、障がい者が必要とするサービスを受けることができるよう、適切な支給決定に努めていきます。

（３）サービスの質の向上と人材確保への支援の強化

サービスの質の向上を図るため、県、その他関係機関と連携しながら、事業所に対して適切な指導・助言を行い、また、従事者の確保に向けて、障害福祉分野での就職を希望する町民への情報提供を図るとともに、町内の従事者が、新しい知識や技術を習得し、スキルアップを図れるよう、研修受講の支援や、従事者同士の情報交換・共有の促進に努めます。

（４）地域資源の有効活用

障がい者団体やその他地域の団体等に対し自主的・積極的な活動を促進するとともに、協力体制を築き、障がい者を地域で支える体制づくりを推進します。

２　計画の評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（ＰＤＣＡサイクル）とされています。

これを踏まえ、本町では、障がい者プラン等の各施策の実施状況について、ＰＤＣＡサイクルによる評価と見直しを行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

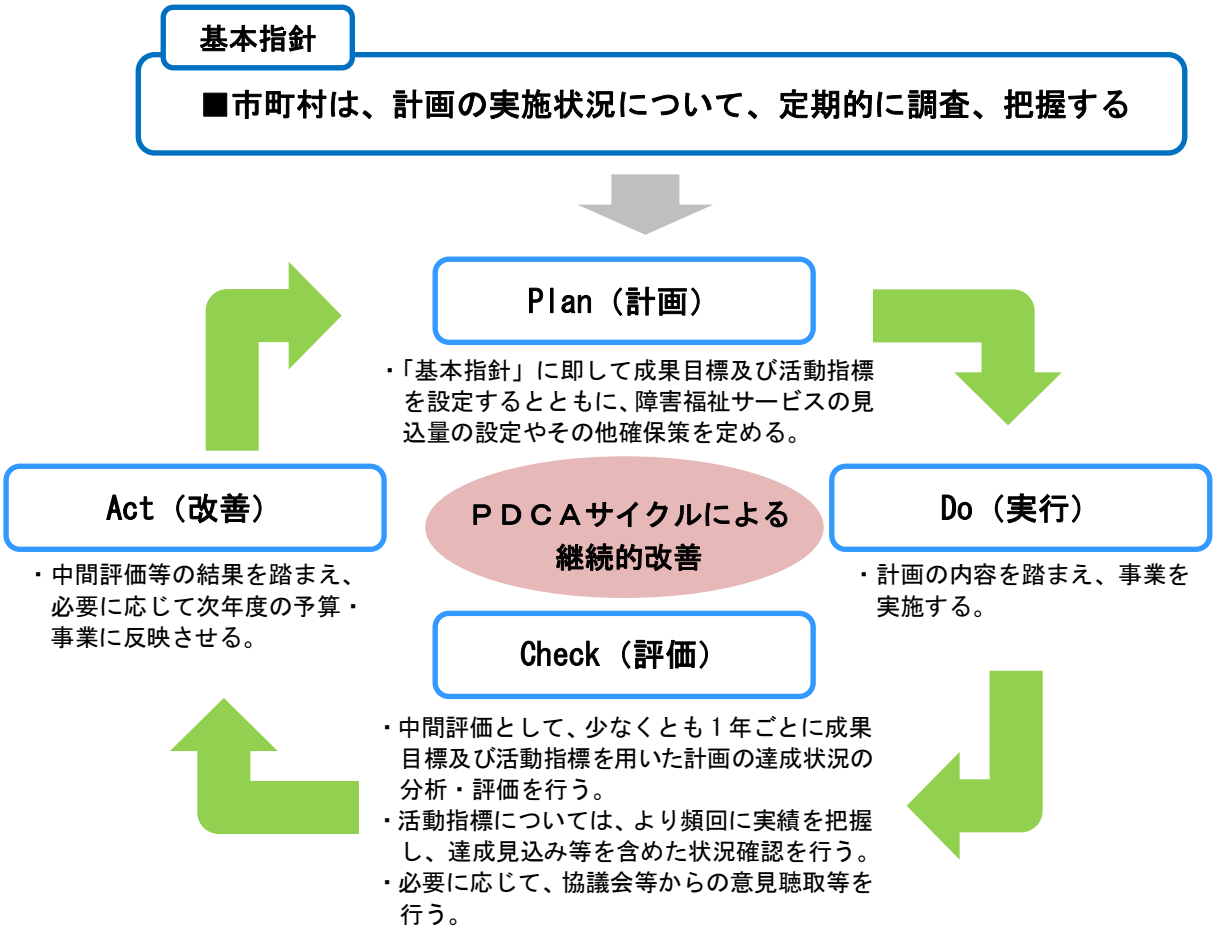

資料編

1　嘉島町障がい者プラン・嘉島町障がい者福祉計画・障がい児福祉計画策定委員

	選任職域	氏名	
1	町議会議長	森田　義雄	※委員長
2	教育長 社会福祉協議会副会長	青木　政俊	※副委員長
3	医師会代表	大橋　浩太郎	
4	区長会会長	清﨑　正文	
5	老人クラブ連合会会長 ボランティア連絡協議会代表	津出　悦男	
6	民生委員・児童委員協議会会長	髙田　倫明	
7	商工会会長	安藤　愼祐	
8	人権擁護委員代表	牛嶋　たけ子	
9	保護司会代表	池川　信治	
10	高齢者相談・地域福祉委員代表	橋本　典子	
11	校長会会長	中山　幸博	
12	認定こども園（かしま幼稚園）	冨岡　美江	
13	保育園（幼光保育園）	佐々木　順信	
14	シルバーヘルパー部会会長	河原　セツ子	

（順不同・敬称略）

２　用語解説

あ行

育成医療

１８歳未満で体に障がいや病気があり、放置すると将来体に障がいが残る可能性がある児童で、治療によって効果が期待できる障がいの改善や防止を目的とする医療の給付。

医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が学校や在宅等で日常的に行う、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。

インクルージョン

包括・包含という意味。包括は全体をまとめること、包含は包み込む・中に包むことを指す。

か行

基幹相談支援センター

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談を総合的に行い、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行う機関。

共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が積極的に参加貢献していくことができ、かつ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。

強度行動障がい

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

ケアマネジメント

主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

高次脳機能障がい

外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知機能に障がいが起こること。

コーディネーター

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために連絡・調整する専門職。

更生医療

身体障がい者の障がいを軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療の給付。

合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

さ行

視覚障がい

眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障がいの一種として、視力障がいと視野障がいに分けて規定している。

児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるように努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

社会的障壁

障がいのある者が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるもののことで、物理的、制度的、慣行的、観念的なもの全てを含む。

重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。

障害者基本法

障がい者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。すべての障がい者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障がいを理由として差別されないことを基本理念とする。

障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の防止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。平成２４年１０月施行。

障害者雇用促進法

障がい者の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。

障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。平成２５年６月制定。平成２８年４月施行。令和３年５月、改正され（令和３年法律第５６号）。改正法は、令和６年４月１日から施行。

障害者総合支援法

障がい者が障がいの程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律。

改正障害者基本法を踏まえ、障害者自立支援法の一部を改正し、平成２５年４月に施行。

自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する障害者総合支援法に基づく公費負担医療制度。更生医療、育成医療、精神通院医療の３つの種類がある。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人の財産管理、日常生活上の法律行為などを、成年後見人等が本人に代わって行う制度のこと。成年後見制度には、将来判断能力が十分でなくなったときに備えてあらかじめ後見人となってくれる人を決め、その人との契約に基づいて行われる「任意後見制度」と、すでに判断能力が十分でない人のために、家族等が家庭裁判所に申し立てて行う「法定後見制度」の２種類がある。

相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う者をいう。

た行

地域生活支援拠点等

障がい者及び障がい児の障がいの重度化及び高齢化並びに「親亡き後」を見据え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、障がい者等の生活を地域で支える機能をもつ場所や体制のこと。

注意欠陥・多動性障がい（ＡＤＨＤ）

Ａｔｔｅｎｔｉｏｎ　Ｄｅｆｉｃｉｔ　Ｈｙｐｅｒａｃｔｉｖｉｔｙ　Ｄｉｓｏｒｄｅｒの略で、単調な作業を長時間できない・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、注意力散漫・衝動性・多動性の症状が見られる障がい。

な行

難病

①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするものとして、整理される。国・県が指定した疾患（特定疾患）について、都道府県に認定された場合に特定疾患医療受給者証が交付され、医療費の公費負担制度や居宅生活支援事業がある。

は行

発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどの発達障がいを持つ者に対する援助等について定めた法律。平成１７年４月施行。

バリアフリー

もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がい者だけでなく、すべての人々にとって日常生活のなかに存在するさまざまな（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられる。

ピアサポート

「ピア」は仲間を意味し、「サポート」は支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

ＰＤＣＡサイクル

プロジェクトの実行に際し、計画を立案し（Ｐｌａｎ）、実行し（Ｄｏ）、その評価（Ｃｈｅｃｋ）に基づいて改善（Ａｃｔ）を行うという行程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

ペアレントトレーニング

発達障がいなどの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

ら行

療育

障がいのある子どもやその可能性のある子どもに対し、個々の発達の状態や障がいの特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援をすること。

第５期嘉島町障がい者プラン
第７期障 が い 福 祉 計 画
第３期障 が い 児 福 祉 計 画

■発行年月日　令和６年３月
■発　　行　熊本県　嘉島町
■編　　集　嘉島町　福祉課
〒８６１－３１９２
熊本県上益城郡嘉島町上島５３０
ＴＥＬ：０９６－２３７－２５７６